

篤志面接活動に関する研究

矯正協会附属中央研究所 鴨下 守孝
 岡部 俊六
 古曳 牧人
 松村 猛
 増田 哲三*
 矯正研修所東京支所 工藤 弘人*

キーワード：篤志面接委員，篤志面接活動，外部協力者，ボランティア

I はじめに

篤志面接委員は，矯正施設における民間協力者として，これまで大きな役割を果たしてきた。この制度は，昭和28年，被収容者の持つ問題の性質に応じて，民間篤志家が，専門的知識と経験に基づいた助言指導を行うことが効果的な場合が少なくないとの趣旨から，イギリスのプリズン・ビジター制度を参考に発足したものであり，平成15年には，50周年という節目の年を迎えている。全国の行刑施設，少年院及び婦人補導院において，約1,900名（平成15年現在）の篤志面接委員が，被収容者の更生のために，各種相談をはじめとして，趣味や教養の指導，入所時出所時教育などの様々な活動を行っている。

長い活動の歴史を持つだけに，篤志面接活動の意義や制度等については，これまで繰り返し紹介されており，また，篤志面接委員の職業の構成，活動状況といった基礎的な資料も比較的多い（藤原，1983；全国篤志面接委員連盟，1988；宮本，1995；奥平，1998；（財）全国篤志面接委員連盟，2003）。

しかし，篤志面接委員がどのような意識で活動しているかという点に関しては，個々の委員の報告から，活動における苦労や喜びなどを知ることはできるものの（井上・杉山・松山，1983；渡辺，1989），その全体像が明らかになっているとは言えない。また，篤志面接活動は，活動の場や指導内容が多様なことから，活動に対する考え方が委員ごとに異なることもあると思われる。こうした点から，多数の篤志面接委員を対象とした意識調査を行う必要があると考える。

* 前矯正協会附属中央研究所

また、このような調査の実施は、篤志面接活動の充実を図る上で、有用な資料になると考える。先に述べたように、篤志面接活動はこれまで多大な実績を残しており、また、体制面でも徐々に整備されてきているところであるが、一方で、今後の課題についても論じられてきた。これまでに挙げられたものは、制度の立法化も含めた篤志面接活動の位置付けの明確化、相互交流の活発化、研究会の活発化、運営の円滑化などであるが（藤原，1983；宮本，1995），こうした課題の解消を検討していく際に、篤志面接委員の全体的な要望・意見は、参考になると思われる。

さらに、矯正施設としては、行政改革、すなわち行政のスリム化という流れの中で、収容者数の増加への対応、教育活動の多様化や充実化、より一層社会に開かれた施設運営の実現といった課題や要請に対応していく必要があることを考えると、今後、民間から協力を得る重要性は、ますます大きくなることが予想される。現在行われている篤志面接活動や宗教教誨等を含めた外部協力体制の一層の発展を図る上で、本調査の結果は有用な資料となると思われる。

篤志面接活動は、その実績の大きさに比べると、矯正施設内で行われているという事情もあって、一般社会に活動の意義が十分に理解されているとは言い難い面がある。このような状況を考えると、篤志面接活動に関する調査を行うことは、篤志面接活動の広報の一助にもなるのではないかと思われる。

Ⅱ 目的

本研究の目的は、篤志面接委員の活動状況及び活動に対する意識を調査することにより、篤志面接活動の一層の充実を図るための資料を得ること、矯正施設における外部協力体制の在り方を考えるための資料を得ること、また、篤志面接活動の意義を広報する一助とすることにある。

Ⅲ 方法

1 調査対象

調査対象は、全国の行刑施設、少年院、婦人補導院、247施設の篤志面接委員である。施設の内訳は、行刑施設193（うち本所74）、少年院53、婦人補導院1である。

本調査は、広く調査を行うことを目的の一つとしていることから、全数調査とした。具体的には、平成12年度末に委嘱されていた1,866名の篤志面接委員を対象とした。返送された調査票中、回答の不備が非常に多いごく一部の調査票は分析対象から除外したが、基本的には、無回答や無効回答が含まれる調査票も分析対象としている。有

効な調査票は、1,157名分であり、有効回収率は62.0%となっている。

2 調査時期

平成15年10月1日から同年11月28日まで

3 調査方法

上記各施設に調査票を送付し、各施設において委嘱している篤志面接委員に対して調査票を配布した。各委員は、調査票に回答後、各施設に調査票を提出した。

回答の自由を保証するため、調査票は無記名とするとともに、各篤志面接委員が回答済みの調査票を封緘し、その状態のまま当研究所まで返送される方法を採用した。

なお、複数の施設を訪問している篤志面接委員は、各施設から調査票を受け取るようになるため、一つの調査票にだけ回答していただくように調査票に記載した。

4 調査内容

調査票の詳細については、資料として論文の末尾に添付しているのので、参照されたい。ここでは調査項目だけを示す。

(1) 属性

- ① 性別
- ② 年齢
- ③ 委嘱年月
- ④ 職業（現在の職業）
- ⑤ 職歴（これまでの主な職業）
- ⑥ 公職等（現在のもの）

(2) 活動状況

- ① 往訪回数（1か月当たり）
- ② 対象者性別
- ③ 活動施設（複数回答可）
- ④ 訪問施設数（支所も含む）
- ⑤ 面接の形態（個人またはグループ）
- ⑥ 主な担当分野
- ⑦ 時間帯

(3) 篤志面接活動に対する意識

- ① 活動を始めたきっかけ
- ② 活動を始めた動機

- ③ 社会的な重要度の認識 5 件法 (重要である～重要でない)
- ④ 活動の有効度の認識 5 件法 (思う～思わない)
- ⑤ 活動における悩みや苦勞 3 件法 (しばしばある～全くない)
- ⑥ 活動における喜び 3 件法 (しばしばある～全くない)
- ⑦ 活動に対する満足度 5 件法 (満足～不満)
- ⑧ 相談内容 (個人面接担当者のみ)

(4) 自由記述

- ① 「より積極的な外部協力を得るために必要なこと」について、回答の領域を一つ選択した上で、具体的な内容を記載する形式とした。
- ② 「現在の篤志面接活動に対する要望、意見」について、回答の領域を一つ選択した上で、具体的な内容を記載する形式とした。

IV 結果

以下の調査結果のうち、往訪先施設ごとの検討が必要と思われるものについては、群別の分析を加えている。具体的には、「行刑施設」群、少年院・婦人補導院群（以下、「少年院等」群）、「兼務施設」群の3群を設定したが、その内容を先に説明しておく。

まず、行刑施設のみで活動している委員は「行刑施設」群（729名）とした。また、「少年院等」群（361名）には、少年院のみで活動している委員に加え、婦人補導院の委員を含めたが、その理由は、婦人補導院の篤志面接委員は少数であり、独立した群として扱うことが適当ではないこと、少年院と兼務している委員はいるが、行刑施設と兼務している委員はいなかったことによる。行刑施設と少年院を兼務している委員は、「兼務施設」群（48名）とした。往訪先施設の内訳を表1に示す。行刑施設は63.0%、少年院は31.0%となっている。

表1 往訪先施設

施設	人数	(%)
行刑施設	729	(63.0)
少年院	359	(31.0)
行刑施設と少年院を兼務	48	(4.1)
婦人補導院	1	(0.1)
少年院と婦人補導を兼務	1	(0.1)
不詳	19	(1.6)
合計	1,157	(100.0)

なお、この3群による分析では、欠損値の数がそれぞれ異なるため、総計は1,157名に満たず、一定しない。

1 性別、年齢等の各種属性

性別は、男性が72.4%、女性が26.8%であった(表2)。往訪先施設別に3群を比較すると、少年院群において女性の篤志面接委員の割合が最も高くなっている(表3)。これは在院少年が年齢的に思春期の途上にあり、家庭生活等の親の愛護を必要とする少年院教育の要請にも沿う結果となっている。

表2 調査対象者性別

	人数	(%)
男性	838	(72.4)
女性	310	(26.8)
不詳	9	(0.8)
合計	1,157	(100.0)

表3 往訪先施設ごとの調査対象者性別

	行刑施設		少年院等		兼務施設		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
男性	575	(79.9)	211	(58.4)	37	(72.9)	823	(72.9)
女性	145	(20.1)	150	(41.6)	11	(27.1)	306	(27.1)
合計	720	(100.0)	361	(100.0)	48	(100.0)	1129	(100.0)

委員の平均年齢は67.3歳(SD = 10.1)であり、年齢幅を見ると、33歳から96歳までとかなり広い。年齢の分布を図1に示す。

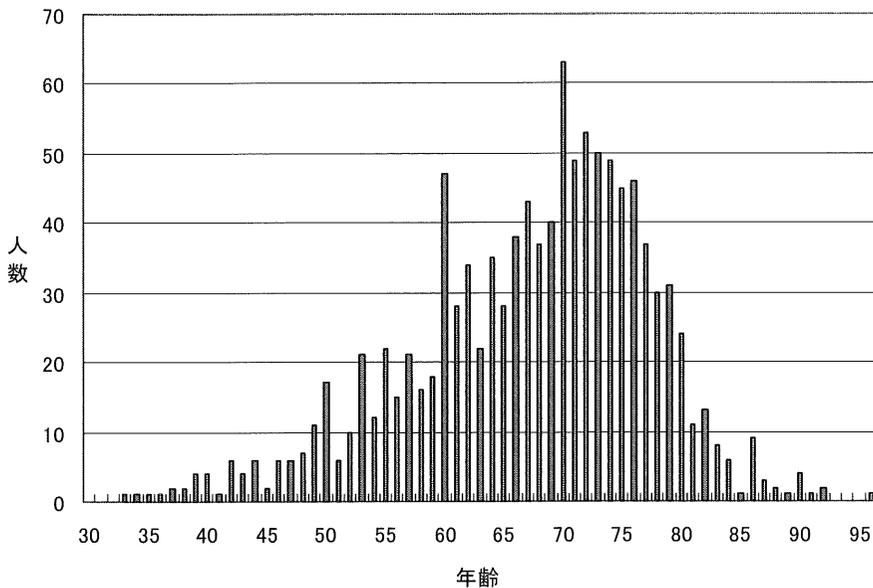


図1 年齢の分布

篤志面接委員としての活動年数の平均は、13.5年（SD = 9.9）であった。分布を図2に示す。

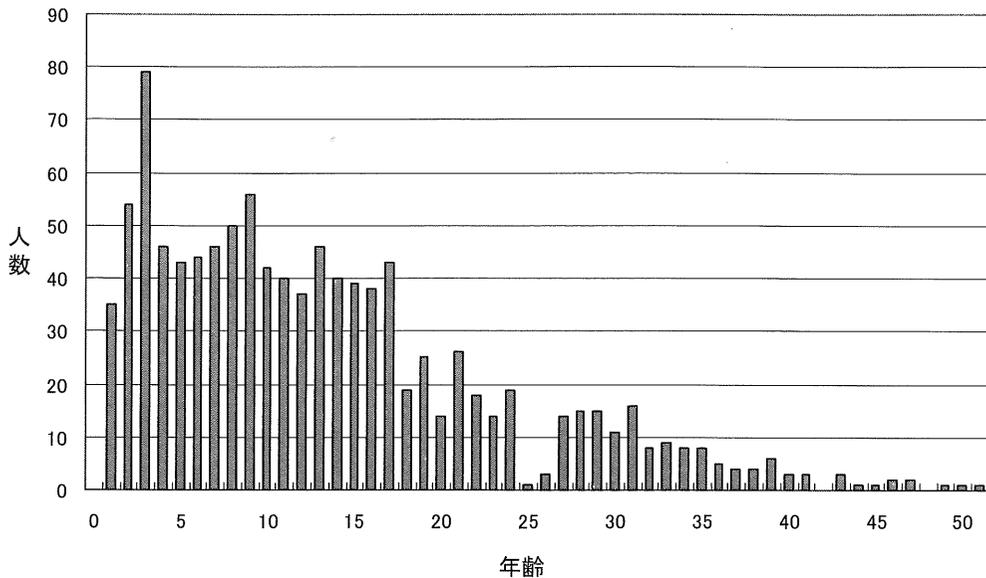


図2 活動年数の分布

職業については、面接活動のバックグラウンドとなるだけに、被收容者が必要とする分野には多様性がある。現在の職業を見ると、最も多いのが無職（22.6%）で、次が宗教家（20.6%）であった（表4）。往訪先施設別に見ると、行刑施設群では各種教授（茶道、華道、書道、詩吟等）や団体職員、主婦、弁護士、教員などの委員が多いという特徴が見られ、また、少年院等群では、主婦が3群中で最も高い割合を示している（表5）。

表4 現在の職業

	人数	(%)
無職	261	(22.6)
宗教家	238	(20.6)
主婦	100	(8.6)
各種教授	81	(7.0)
団体役員	69	(6.0)
会社員	41	(3.5)
弁護士	33	(2.9)
芸術家	33	(2.9)
商店主	31	(2.7)
大学教員	25	(2.2)
公務員	21	(1.8)
小・中・高教師	15	(1.3)
農林水産業	11	(1.0)
医師	9	(0.8)
その他	179	(15.5)
不詳	10	(0.9)
合計	1,157	(100.0)

表5 往訪先施設ごとに見た現在の職業

区分	行刑施設		少年院等		兼務施設		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
宗教家	134	(18.6)	79	(21.9)	18	(38.3)	231	(20.9)
商店主	19	(2.6)	10	(2.8)	1	(2.1)	30	(2.7)
各種教授	60	(8.3)	18	(5.0)	2	(4.3)	80	(7.2)
団体役員	51	(7.1)	14	(3.9)	2	(4.3)	67	(6.1)
弁護士	31	(4.3)	0		2	(4.3)	33	(3.0)
会社員	27	(3.7)	13	(3.6)	1	(2.1)	41	(3.6)
教員*	30	(4.2)	8	(2.2)	2	(4.3)	40	(3.5)
公務員	12	(1.7)	7	(1.9)	2	(4.3)	21	(1.9)
芸術家	25	(3.5)	8	(2.2)	0		33	(3.0)
主婦	34	(4.7)	62	(17.2)	1	(2.1)	97	(8.8)
無職	177	(24.6)	74	(20.6)	7	(14.9)	258	(23.3)
その他**	121	(16.8)	67	(18.6)	9	(19.2)	177	(16.0)
合計	721	(100.0)	360	(100.0)	47	(100.0)	1,128	(100.0)

* 教員には小・中・高・大学教員を含む。

** その他には医師等を含む。

一方、過去の主な職業で多いのは、教師（小・中・高校：16.9%）、宗教家（15.3%）、矯正職員（14.6%）であった（表6）。現在の職業や年齢と考え合わせると、矯正職員や教師が退職後に篤志面接委員に委嘱されるケースが多いと思われる。

他の公職等については、保護司（15.0%）と教諭師（12.2%）が多い（表7）。

表7 他の公職等

	人数	(%)
保護司	173	(15.0)
教諭師	141	(12.2)
調停員	85	(7.3)
民生委員	46	(4.0)
その他	304	(26.3)
不詳	749	(64.7)
合計	1,498	-

注) 一人が複数の公職等を兼務している場合がある。
(%)は、調査対象者数(1,157名)に対する割合である。

表6 過去の主な職業

	人数	(%)
小・中・高教師	195	(16.9)
宗教家	177	(15.3)
矯正職員	169	(14.6)
その他公務員	120	(10.4)
会社員	111	(9.6)
各種教授	46	(4.0)
団体役員	36	(3.1)
主婦	36	(3.1)
商店主	29	(2.5)
大学教員	24	(2.1)
更生保護関係職員	24	(2.1)
弁護士	18	(1.6)
芸術家	18	(1.6)
無職	13	(1.1)
医師	10	(0.9)
農林水産業	7	(0.6)
その他	97	(8.4)
不詳	27	(2.3)
合計	1,157	(100.0)

2 活動状況

往訪先施設は、先に表1に示したとおりである。

訪問施設数は、平均で、1.1か所 (SD = 0.4) となっており、一つの施設から委嘱されている篤志面接委員がほとんどであることが分かる。

また、1か月当たりの往訪回数の平均は、1.7回 (SD = 1.3) であり、1回以上2回未満が約半数 (50.3%) を占めている。兼務施設群では、月2回の往訪が61.7%を占め、3回以上も21.3%に達している。往訪先施設を複数持つ委員も、各施設には、月に1度程度の往訪となっているようである (表8, 図3)。

表8 往訪施設別の往訪回数 (1か月当たり)

	行刑施設		少年院等		兼務施設		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
1回	669	(95.0)	345	(96.6)	8	(17.0)	1022	(92.2)
2回	27	(3.8)	11	(3.1)	29	(61.7)	67	(6.1)
3回以上	8	(1.1)	1	(.3)	10	(21.3)	19	(1.7)
合計	704	(100.0)	357	(100.0)	47	(100.0)	1,108	(100.0)

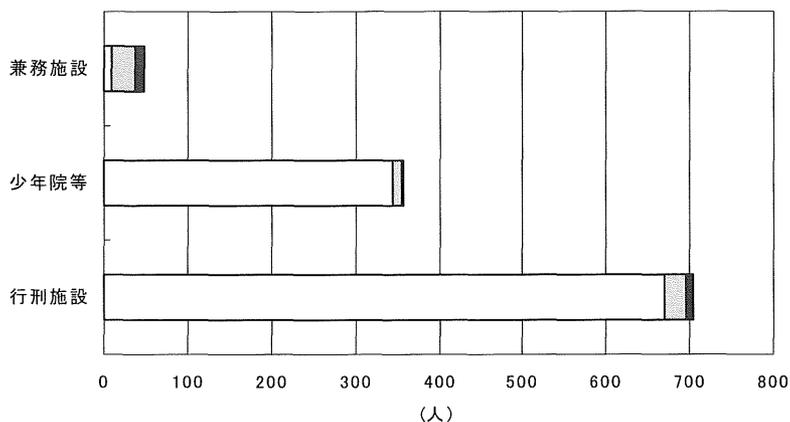


図3 往訪施設別の往訪回数 (1か月当たり)

活動時間については、平日の日中がほとんどを占めており（79.6%）、平日の夜間が12.4%、休日の日中が5.4%となっている（表9）。

表9 活動時間

	人数	(%)
平日の日中	921	(79.6)
平日の夜間	143	(12.4)
休日の日中	63	(5.4)
休日の夜間	1	(0.1)
その他	16	(1.4)
不詳	13	(1.1)
合計	1,157	(100.0)

指導対象となる被収容者の性別は、男子が85.0%、女子が9.1%、男女両方を担当している人が3.1%となっている（表10）。これは、男子施設や男子被収容者の方が圧倒的に多いことを反映していると考えられる。

表10 対象者性別

	人数	(%)
男子	984	(85.0)
女子	105	(9.1)
両方	36	(3.1)
不詳	32	(2.8)
合計	1,157	(100.0)

篤志面接委員が行う面接には、グループ（集団）面接と個人面接がある。いずれの方法で行うかは、施設の教育計画の内容や方法等により定められている。グループ面接は、多人数を対象にして実施するので、保安面の要請から複数職員の立会が必要となるが、多数の被収容者への共通した指導が可能である。一方、個人面接では、被収容者のニーズに合わせた指導が容易であるが、多くの被収容者を対象にすることには、時間や場所などの制約を伴う。調査の結果では、グループ面接が49.1%と約半数を占めており、個人面接は29.0%、個人面接とグループ面接の両方を担当している人は19.6%であった（表11）。往訪先施設別の比較では、行刑施設群ではグループ面接の割合が高く、少年院等群では個別面接の割合が高くなっていることに特徴がある（表12、図4）。

表11 面接の形態

	人数	(%)
グループ面接	568	(49.1)
個人面接	336	(29.0)
両方	227	(19.6)
不詳	26	(2.2)
合計	1,157	(100.0)

表12 往訪先施設ごとに見た面接の形態

	行刑施設		少年院等		兼務施設		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
グループ面接	447	(62.8)	100	(28.2)	15	(31.9)	562	(50.5)
個人面接	112	(15.7)	208	(58.6)	10	(21.3)	330	(29.6)
両方	153	(21.5)	47	(13.2)	22	(46.8)	222	(19.9)
合計	712	(100.0)	355	(100.0)	47	(100.0)	1,114	(100.0)

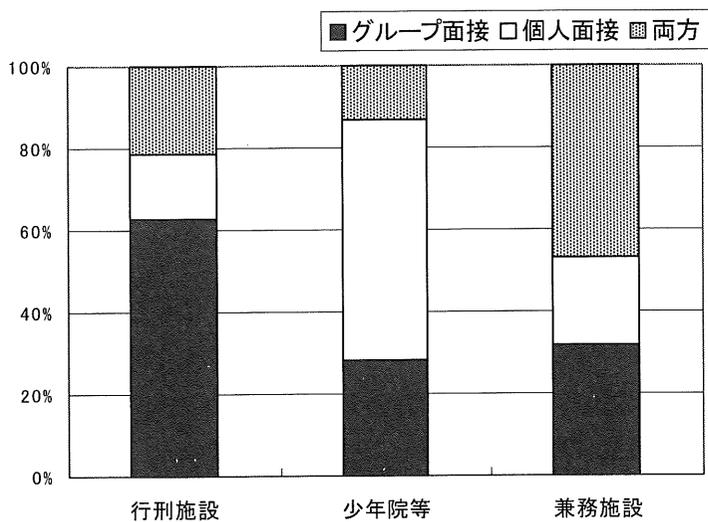


図4 往訪先施設ごとに見た面接の形態

主な担当内容は、表13のとおりであり、精神的煩悶が最も多く（22.9%）、次は趣味指導となっている（21.1%）。

表13 担当分野

	人数	(%)
精神的煩悶	265	(22.9)
趣味指導	244	(21.1)
教養を高める指導	199	(17.2)
入所時出所時教育	158	(13.7)
家庭相談	50	(4.3)
職業相談	44	(3.8)
保護相談	43	(3.7)
法律相談	36	(3.1)
宗教相談	17	(1.5)
その他	87	(7.5)
不詳	14	(1.2)
合計	1,157	(100.0)

個人面接における相談内容は、表14のとおりである。「出所・出院後の生活の問題」が最も多く（81.3%）、「家族の問題」（72.1%）、「被害者に関する問題」（35.3%）が続いている。施設外の事柄に関する相談が上位を占めており、民間協力者による面接という特徴を反映していると考えられる。

表14 相談内容

	度数	(%)
出所・出院後の生活の問題	449	(81.3)
家族の問題	398	(72.1)
被害者に関する問題	195	(35.3)
施設の他の被収容者との問題	178	(32.2)
施設の職員との問題	114	(20.7)
その他の施設に対する不満	32	(5.8)
その他	94	(17.0)

(%)は、個別面接を担当している552名に対する割合である。

3 活動に対する意識

(1) きっかけと動機

篤志面接活動を始めたきっかけ（表15）については、「施設からの依頼」は51.1%、「知人の誘い」は33.1%であり、この二つで84.2%を占める一方、自ら希望した人は、9.6%であった。

表15 篤志面接活動を始めたきっかけ

	人数	(%)
施設からの依頼	591	(51.1)
知人の誘い	383	(33.1)
自ら希望	111	(9.6)
その他	68	(5.9)
不詳	4	(0.3)
合計	1,157	(100.0)

活動を始めた動機（表16）について最も多く挙げられたのは、「更生の援助」（37.9%）であり、「社会の役に立つ」（28.8%）、「矯正への興味・関心」（13.7%）が続き、一般的なボランティア活動の一つとして考えている人も12.7%あった。

表16 篤志面接活動を始めた動機

	人数	(%)
更生の援助	438	(37.9)
社会の役に立つ	333	(28.8)
矯正への興味・関心	158	(13.7)
ボランティア活動	147	(12.7)
地域社会に貢献	41	(3.5)
その他	35	(3.0)
不詳	5	(0.4)
合計	1,157	(100.0)

(2) 社会的な重要度の認識

この項目は、篤志面接活動の様々な側面のうち、どのようなことに高い社会的重要性を認めているかを尋ねたものである。以下では、「社会的重要度」とする。

「重要である」を5点、「少し重要である」を4点、「どちらともいえない」を3点、「あまり重要でない」を2点、「重要でない」を1点として得点化し、質問項目ごとに平均値及び標準偏差（SD）を求めたものを、末尾の付表に示す（以下、「(3)活動の有効度の認識」、「(5)活動における喜び」、「(6)活動における悩みや苦勞」、「(8)活動における満足度」も同様に付表に示す。）。

全項目を因子分析（主因子法・バリマックス回転）にかけた結果、3因子が抽出された（表17）。これは、この調査項目に三つの潜在的な因子があることを示している。

因子の内容を検討したところ、第1因子は「委員同士の関係・施設との関係」、第2因子は「社会貢献」、第3因子は、「更生の援助」に関するものと考えられた。

表17 社会的重要度の因子分析表

	委員同士の 関係・施設 との関係	社会貢献	更生の援助
篤志面接委員同士の交流	.72	.15	.11
篤志面接委員活動に関する研究会等への参加	.71	.09	.12
施設の職員との交流	.66	.23	.14
通常の篤志面接委員活動以外の施設行事等への参加	.65	.18	.07
矯正行政全体への興味・関心を持つ	.58	.23	.08
被收容者との交流	.41	.17	.15
篤志面接活動を通しての自己実現	.40	.38	.02
地域社会に貢献すること	.13	.68	.26
ボランティア活動の一環として活動すること	.21	.59	.05
篤志面接活動を通して一般の人に矯正を理解してもらうこと	.40	.50	.11
非行少年や犯罪者の更生を援助すること	.20	.11	.72
篤志面接活動を通して社会の役に立つこと	.09	.49	.52

主因子法・バリマックス回転

次に、各因子について、高い因子負荷量を示す項目の得点（重要である：5点～重要でない：1点）を平均し、因子得点を算出した（表18, 図5）。いずれの因子得点も、平均値が3.0（上記5件法の中央）以上であることから、全般的に、社会的な重要度が高いとの認識を持っていると考えられる。

表18 社会的重要度の因子得点

得点	平均	(SD)
更生の援助	4.70	(0.52)
社会貢献	4.22	(0.74)
委員同士の関係・施設との関係	4.15	(0.66)

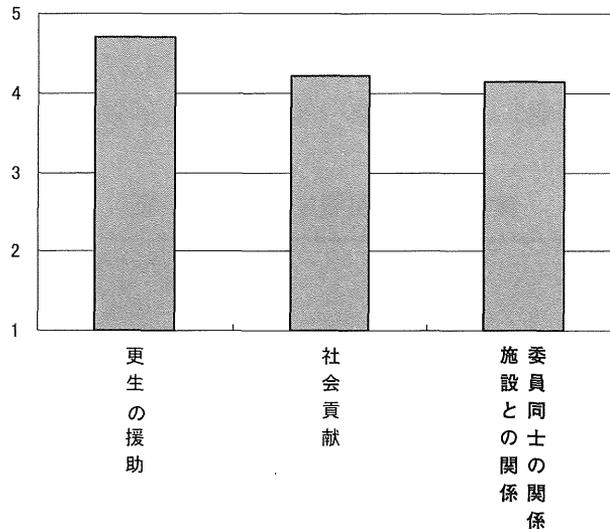


図5 社会的重要度の因子得点

この三つの因子得点間に、統計的に有意な差があるかを検討するため、1要因の分散分析を行ったところ、主効果が有意であった ($F(2, 2196) = 423.75, p < .01$)。得点が高い方から、「更生の援助」因子、「社会貢献」因子、「委員同士の関係・施設との関係」因子となっており、事後検定 (Bonferroni) の結果、全ての因子間に有意差が認められた。

(3) 活動の有効度の認識

この質問項目は、篤志面接活動における各側面のうち、どのような側面で有効度が高いと感じているかを尋ねたものである。

なお、以下では「有効度」とする。

先ほどと同様、因子分析 (主因子法, バリマックス回転) を行った結果、3因子が得られ、第1因子は「社会貢献」、第2因子は他の委員、施設職員、被収容者を

含む「人との交流」、第3因子は「研究会等への積極的参加」に関するものと考えられた（表19）。

表19 有効度の因子分析表

	社会貢献	人との交流	研究会等への積極的参加
地域社会に貢献している	.81	.15	.12
篤志面接活動を通して社会の役に立っている	.77	.17	.12
非行少年や犯罪者の更生を援助している	.63	.19	.21
篤志面接活動を通して一般の人に矯正を理解してもらっている	.48	.35	.21
篤志面接活動を通しての自己実現がある	.47	.31	.28
ボランティア活動の一環として活動している	.46	.12	.17
施設の職員と十分な交流がある	.16	.79	.20
篤志面接委員同士の十分な交流がある	.18	.64	.37
被收容者との十分な交流がある	.31	.56	.13
篤志面接委員活動に関する研究会等へ積極的に参加している	.22	.20	.84
施設行事等へ積極的に参加している	.20	.27	.73
矯正行政全体への興味・関心を持っている	.34	.25	.37

主因子法・バリマックス回転

上記の因子ごとに、高い因子負荷量を示す項目の得点（思う：5点～思わない：1点）を平均し、因子得点とした。この平均値を、表20及び図6に示す。ここでも、因子得点の平均値はいずれも3.0以上であり、全体として、篤志面接活動の有効度は高いと感じていると考えられる。

表20 活動の有効度の因子得点

	平均	(SD)
研究会等への積極的参加	4.03	(0.90)
社会貢献	3.91	(0.74)
人との交流	3.51	(0.94)

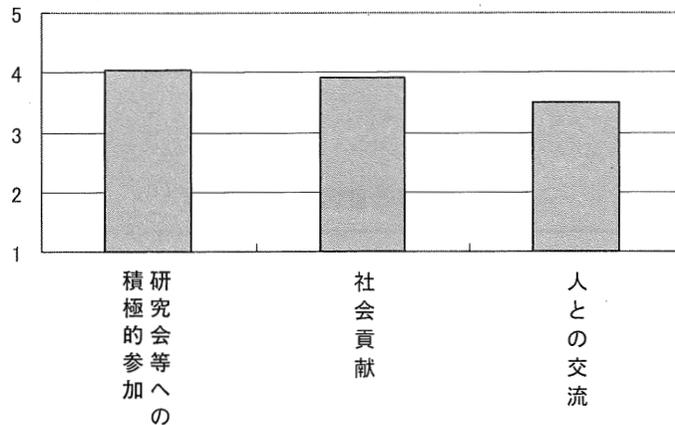


図6 有効度の因子得点

算出した因子得点間の差を検討するために、1要因の分散分析を行ったところ、主効果が有意であった ($F(2,2176) = 232.22, p < .01$)。「研究会等への積極的参加」因子、次に「社会貢献」因子、「人との交流」因子の順に得点が高く、事後検定 (Bonferroni) の結果、全ての因子間に有意差が認められた。

(4) 社会的重要度と有効度の関係

社会的重要度と有効度の結果を比較すると、因子の内容は多少異なるが、因子得点の高低順が異なっていることが注目される。社会的に重要だと思う領域 (因子) において、活動の有効性も実感できれば良いのであろうが、上記(2)及び(3)の結果は、必ずしもそうっていない可能性があることを示している。

そこで、各要因間の関係を個別に検討するため、「社会的重要度」の3因子の得点と、「有効度」の3因子の得点との相関係数を求めた (表21)。

表21 社会的重要度 (3因子) と有効度 (3因子) の相関

		有効度		
		社会貢献	人との交流	研究会等への積極的参加
重要度	委員同士の関係・施設との関係	.54 **	.49 **	.62 **
	社会貢献	.59 **	.29 **	.32 **
	更生の援助	.43 **	.23 **	.24 **

** 有意水準 1%未満(両側)を示す。
網掛け部分は、相関係数が.40以上であることを示す。

「社会貢献」の因子においては、社会的重要性和有効度の間に、中程度の正の相関が認められた ($r = .59, p < .01$)。すなわち、この因子を社会的に重要だと認識している人は、有効度も高いという傾向が見られるということである。

また、「委員同士の関係・施設との関係」の社会的重要性和「研究会等への積極的参加」の有効度は、因子の内容から考えて比較的関連が深いと思われるが、この両者にも中程度の正の相関が認められた ($r = .62, p < .01$)。

一方、「更生の援助」の社会的重要性和「人との交流」の有効度との関係は、因子の内容がやや異なる点は考慮する必要があるが、相関は低かった ($r = .23$)。

また、それ以外にも表21では、「委員同士の関係・施設との関係」の因子が社会的に重要だと感じている人は、有効度の全ての因子に高い評価を行う傾向が見られる。さらに、「社会貢献」の因子の有効度が高いと感じている人は、社会的重要度のいずれの因子においても評価が高い傾向があることが分かる。

(5) 活動における悩みや苦勞

以下では、「悩みや苦勞」とする。

全項目を因子分析（主因子法、バリマックス回転）に掛けた結果、2因子が抽出された（表22）。第1因子は「委員同士の関係・施設との関係」に関するもの、第2因子は、「被收容者」に関するものと考えられた。両因子について、先ほどまでと同様に因子得点（しばしばある：3点～全くない：1点）を算出した（表23、図7）。両因子得点とも、平均値は2.0以下であり、全体的に篤志面接活動に伴う悩みや苦勞は、それほど大きくないと言える。

表22 悩みや苦勞の因子分析表

	委員同士の関係 ・施設との関係	被收容者
施設職員との人間関係について	.85	.11
施設職員の篤志面接活動に対する理解について	.79	.18
篤志面接委員同士の人間関係について	.73	.11
研修会や研究会の実施について	.49	.21
篤志面接活動に関する各種制約（時間的・場所的）について	.39	.22
被收容者との人間関係について	.16	.75
被收容者の篤志面接の際の態度について	.12	.68
被收容者の相談内容について	.13	.63
面接後の被收容者からの感想や反応について	.29	.49

主因子法・バリマックス回転

表23 悩みや苦勞の因子得点

	平均	(SD)
被収容者	1.51	(0.47)
委員同士の関係・施設との関係	1.45	(0.49)

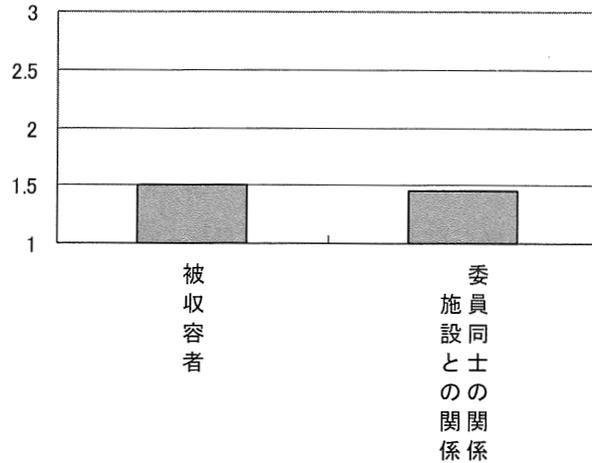


図7 悩みや苦しみの因子得点

二つの因子得点に有意差があるかを検討するため、t検定を行ったところ、「被収容者」に関する悩みや苦勞の方が大きいことが分かった ($t = 3.98, p < .01$)。

(6) 活動における喜び

以下では、「喜び」とする。

全項目を因子分析（主因子法，バリマックス回転）に掛けた結果，2因子が抽出され（表24），第1因子は「委員同士の関係・施設との関係」に関するもの，第2因子は、「被収容者」に関するものと考えられた。これは，「(3)活動における悩みや苦勞」の因子分析で得られた因子と類似のものであった。ここで得られた因子についても，「しばしばある」を3点，「全くない」を1点として，因子得点を算出した（表25，図8）。全ての項目で平均値が2.0以上であり，全体的には，活動における喜びを感じているようである。

表24 喜びの因子分析表

	委員同士の関係・施設との関係	被収容者
施設職員との人間関係において	.79	.24
篤志面接委員同士の人間関係において	.70	.21
施設職員の篤志面接活動に対する理解において	.69	.29
研修会や研究会の実施について	.62	.25
具体的活動内容（時間的・場所的）について	.60	.33
被収容者との人間関係において	.25	.79
面接後の被収容者からの感想や反応において	.23	.68
被収容者の相談において	.24	.64
被収容者の篤志面接の際の態度において	.33	.64

主因子法・バリマックス回転

表25 喜びの因子得点

	平均値	(SD)
被収容者	2.26	0.56
委員同士の関係・施設との関係	2.25	0.52

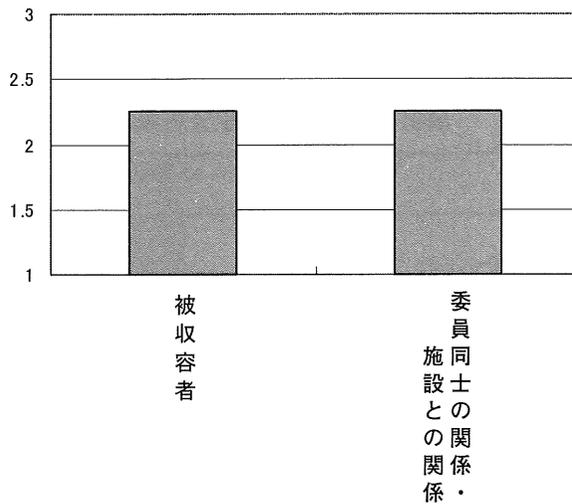


図8 喜びの因子得点

なお、両因子間の因子得点の差を検討するためにt検定を行ったが、有意差が見られなかったことから (t=0.39, n.s.), 篤志面接委員は、両因子において、同程度の喜びを感じていると言える。

(7) 悩みや苦勞と喜びの関係

次に、悩みや苦勞の2因子と、喜びの2因子の相関を検討したが(表26)、いずれの相関も非常に低く、悩みや苦勞の因子と喜びの因子間には、ほとんど関係がないことが分かった。

表26 喜び(2因子)と悩みや苦勞(2因子)の相関

		喜び	
		委員同士の関係・施設との関係	被収容者
悩み苦勞	委員同士の関係・施設との関係	-.03	-.06
	被収容者	.00	.11 **

** 有意水準1%未満(両側)を示す。

(8) 活動に対する満足度

これは、篤志面接活動の様々な側面について、それぞれの満足度を聞いたものである。以下、「満足度」とする。

因子分析の結果(主因子法、バリマックス回転)、3因子が抽出された(表27)。第1因子は、「待遇・委員同士の関係」、第2因子は「被収容者」、第3因子は「活動形態」と解釈された。「満足」を5点、「不満」を1点として、因子得点を算出した(表28、図9)。平均値はいずれも3.0以上であり、全般的に、活動における満足度は高いことが分かった。

表27 満足度の因子分析表

	待遇・委員同士の関係	被収容者	活動形態
篤志面接委員の待遇について	.63	.19	.28
篤志面接委員同士の人間関係について	.61	.29	.16
被収容者に関する情報の提供について	.59	.22	.23
研修会や研究会の実施について	.58	.22	.29
施設職員の篤志面接活動に対する理解について	.57	.28	.21
被収容者の出所(出院)後の情報について	.52	.10	.11
被収容者との人間関係やふれあいについて	.21	.78	.15
被収容者の相談内容について	.23	.70	.21
面接後の被収容者からの感想や反応について	.27	.67	.17
被収容者の篤志面接の際の態度について	.20	.61	.18
活動日程について	.25	.22	.84
活動時間について	.26	.19	.82
面接方法や活動内容について	.42	.34	.61
施設の設備について	.39	.19	.44

主因子法・バリマックス回転

表28 満足度の因子得点

	平均 (SD)
活動形態	4.11 (0.82)
被収容者	4.06 (0.70)
待遇・委員同士の関係	3.79 (0.72)

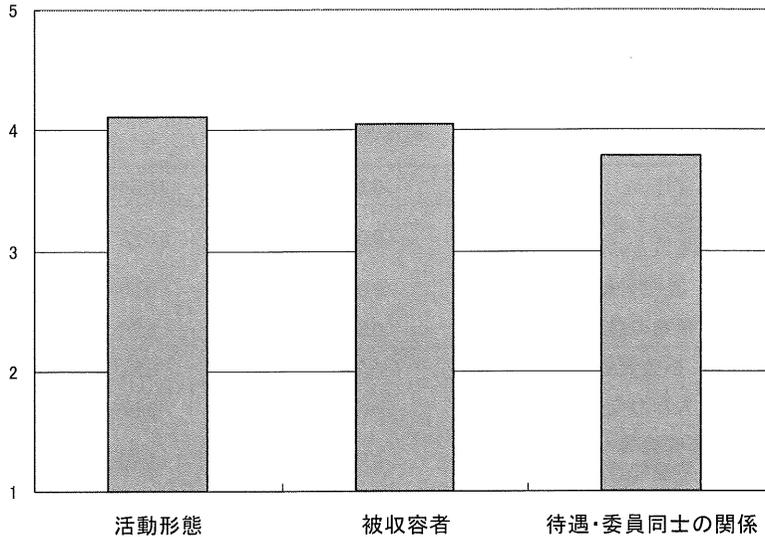


図9 満足度の因子得点

1 要因の分散分析を行ったところ、主効果が有意であり ($F(2, 2172) = 139.84$, $p < .01$), 事後検定 (Bonferroni) の結果、「被収容者」の因子と「活動形態」の因子は、「待遇・委員同士の関係」の因子よりも得点が高いことが分かった。

(9) 満足度に影響する要因

さて、ここでは、篤志面接活動の満足度が、社会的重要度、有効度、悩みや苦勞、喜びの四つの質問で得られた計10の因子に影響を受けていると仮定し、いずれの因子に強い影響を受けているかを検討するため、重回帰分析（強制投入法）を行った。表29から表37まで、結果を示す。

表29 回帰統計（「待遇・委員同士の関係」因子の重回帰分析）

重相関 R	0.63
重決定 R ²	0.40
調整済み R ²	0.40
推定値の標準誤差	0.54

表30 分散分析表（「待遇・委員同士の関係」因子の重回帰分析）

	平方和	自由度	平均平方	F 値
回帰	201.37	10	20.14	68.90**
残差	301.60	1032	0.29	
合計	502.97	1042		

** 1%水準で有意

表31 係数（「待遇・委員同士の関係」因子の重回帰分析）

		偏回帰 係数	標準誤差	標準偏 回帰係数	t	VIF
切片		2.08	0.18		11.64**	
社会的 重要度	委員同士の関係 ・施設との関係	0.01	0.04	0.01	0.23	2.24
	社会貢献	0.02	0.03	0.02	0.50	1.85
	更生の援助	0.07	0.04	0.05	1.76	1.38
有効度	社会貢献	0.03	0.04	0.03	0.81	2.24
	人との交流	0.24	0.02	0.31	9.97**	1.68
	研究会等への 積極的参加	0.03	0.03	0.04	1.10	1.97
苦悩 悩み	委員同士の関係 ・施設との関係	-0.31	0.04	-0.21	-7.74**	1.21
	被收容者	-0.08	0.04	-0.05	-1.89	1.22
喜び	委員同士の関係 ・施設との関係	0.48	0.04	0.36	11.32**	1.75
	被收容者	-0.13	0.04	-0.11	-3.60**	1.51

** 1%水準で有意

表32 回帰統計（「被收容者」因子の重回帰分析）

重相関 R	0.63
重決定 R2	0.39
調整済み R2	0.39
推定値の標準誤差	0.54

表33 分散分析表（「被收容者」因子の重回帰分析）

	平方和	自由度	平均平方	F 値
回帰	195.09	10	19.51	67.17**
残差	299.17	1030	0.29	
合計	494.26	1040		

** 1%水準で有意

表34 係数（「被収容者」因子の重回帰分析）

		偏回帰 係数	標準誤差	標準偏回 帰係数	t	VIF
切片		切片	2.10	0.18	11.82**	
重 要 度 的 社 会 的	委員同士の関係 ・施設との関係	0.05	0.04	0.05	1.35	2.24
	社会貢献	-0.02	0.03	-0.02	-0.60	1.85
	更生の援助	0.06	0.04	0.04	1.58	1.38
有 効 度	社会貢献	0.11	0.03	0.11	3.12**	2.24
	人との交流	0.16	0.02	0.22	6.94**	1.68
	研究会等への 積極的参加	0.00	0.03	0.00	-0.11	1.97
苦 悩 み	委員同士の関係 ・施設との関係	-0.05	0.04	-0.03	-1.24	1.20
	被収容者	-0.34	0.04	-0.23	-8.59**	1.22
喜 び	委員同士の関係 ・施設との関係	0.00	0.04	0.00	-0.05	1.74
	被収容者	0.51	0.04	0.41	13.65**	1.51

** 1%水準で有意

表35 回帰統計（「活動形態」因子の重回帰分析）

重相関 R	0.47
重決定 R ²	0.22
調整済み R ²	0.22
推定値の標準誤差	0.72

表36 分散分析表（「活動形態」因子の重回帰分析）

	平方和	自由度	平均平方	F 値
回帰	153.27	10	15.33	29.52**
残差	533.29	1027	0.52	
合計	686.56	1037		

** 1%水準で有意

表37 係数（「活動形態」因子の重回帰分析）

		偏回帰係数	標準誤差	標準偏回帰係数	t	VIF
切片		切片	2.71	0.24	11.36**	
社会的 重要度	委員同士の関係 ・施設との関係	0.05	0.05	0.04	0.89	2.22
	社会貢献	-0.11	0.04	-0.10	-2.69**	1.84
	更生の援助	0.06	0.05	0.04	1.28	1.38
有効度	社会貢献	0.15	0.05	0.13	3.17	2.23
	人との交流	0.09	0.03	0.10	2.95**	1.68
	研究会等への 積極的参加	0.07	0.04	0.08	1.99*	1.95
苦悩 / 労み	委員同士の関係 ・施設との関係	-0.30	0.05	-0.17	-5.67**	1.21
	被収容者	-0.13	0.05	-0.07	-2.41**	1.22
喜び	委員同士の関係 ・施設との関係	0.38	0.06	0.25	6.74**	1.75
	被収容者	-0.02	0.05	-0.01	-0.43	1.51

** 1%水準で有意

自由度調整済み寄与率はあまり高くないが、この種の調査では、他の多くの要因も影響するため、一般に値は低くなる傾向があること、また、正確な予測を目的とした分析ではないことから、それほど問題視する必要はないだろう。また、多重共線性の問題（独立変数間の相関が高いことによる問題）については、VIF（Variance Inflation Factor）が高い独立変数はなかったため、あまり考慮しなくてもよいと思われる。

さて、標準偏回帰係数を見ると、「待遇・委員同士の関係」に関する満足度は、「委員同士の関係・施設との関係」の喜び、「人との交流」の有効度、「委員同士の関係・施設との関係」の悩みや苦勞の少なさの順に、強い影響を受けていることが分かる。

また、「被収容者」に関する満足度は、「被収容者」の喜び、「被収容者」の悩みや苦勞の少なさ、「人との交流」の有効度の順に、影響を受けている。

一方、「活動形態」に関する満足度については、「委員同士の関係・施設との関係」の喜びの影響が比較的大きいものの、他に影響の大きい因子は少なく、また、寄与率も他に比べて低かったことから、ここで取り上げた10因子の影響をあまり受けていないと考えられる。

これらの結果から共通して言えることは、まず、満足度への影響力が大きいのは、喜びの因子であり、社会的重要度の影響力は、相対的に小さいということである。

4 外部協力に視点をおいた要望・意見の分析

以下は、自由記述による具体的な要望・意見の分析となるが、これに先立ち、篤志面接委員の役割と機能について触れておきたい。

矯正処遇は社会の理解と支持という外部協力があってこそ可能になる。矯正施設では、篤志面接委員の他にも、いのちと心の相談員、ゲストスピーカー、通訳、クラブ活動、教科指導、職業指導や宗教教誨など、各界から外部協力者を招へいしている。このような中で、篤志面接委員は、外部協力者として次の3点の特徴や機能があると考えられる。

一つには、篤志面接委員には全国篤志面接委員連盟が組織され、矯正管区長による委嘱状の交付のもとで被收容者に対する指導を行っている。二つには、篤志面接委員は、外部協力者という立場から施設職員の職務とは異なり、施設と社会の双方の見識を備えている。三つには、篤志面接委員は施設職員よりも社会に近い感覚からの発想や指導が可能であり、被收容者への改善更生の支援活動の主たる役割を担っている。

(1) より積極的な外部協力を得るために必要なこと

この項目は、「矯正施設がより積極的に外部協力者の御協力を得るために必要なことはどのようなことだと思われますか。」という質問に対して、特に必要と思われる項目を「広報」、「施設職員」、「施設設備」、「待遇」、「被收容者」、「活動内容」、「その他」の7領域の中から一つ選び、その具体的内容を記入するというものであった。

矯正施設には各種の業務があるが、それらの中でも、社会から見て比較的理解を得やすい領域があると思われる。そこで、矯正施設の諸活動を上記の7領域に分け、外部協力を得るための方策として、必要と思われるものを選択してもらい、その結果を往訪先施設別に集計したものが表38及び図10である。

なお、この集計においては、選択肢・説明未記入分を除外している。

表38 外部協力を得るための要望・意見

	行刑施設		少年院等		兼務施設		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
広報	176	(49.4)	59	(30.6)	9	(31.0)	244	(42.2)
活動内容	65	(18.3)	42	(21.8)	6	(20.7)	113	(19.6)
待遇	22	(6.2)	19	(9.8)	6	(20.7)	47	(8.1)
施設職員	17	(4.8)	24	(12.4)	1	(3.5)	42	(7.3)
被收容者	13	(3.7)	15	(7.8)	4	(13.8)	32	(5.5)
施設設備	17	(4.8)	12	(6.2)	2	(6.9)	31	(5.4)
その他	30	(8.4)	13	(6.7)	1	(3.5)	44	(7.6)
特になし	16	(4.5)	9	(4.7)	0	-	25	(4.3)
合計	356	(100.0)	193	(100.0)	29	(100.0)	578	(100.0)

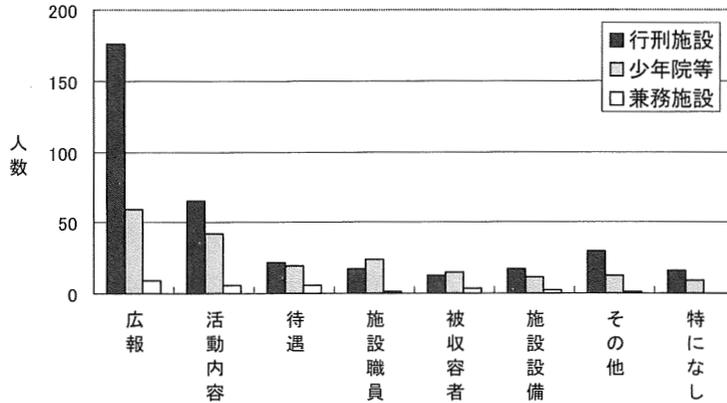


図10 外部協力を得るための要望・意見

表38においては、行刑施設群及び少年院等群の「広報関係」及び「活動内容」の比率が極めて高くなっている。とりわけ、行刑施設では広報関係が約50パーセントである。このことは外部協力者に協力や支援を要請する場合の主要な活動領域となり得ることを示唆している。

一方、「施設職員」、「施設設備」、「待遇」、「被収容者との関係」の各領域は、主に職員が職務として施設内で取り組む内容であり、外部協力を得る方策としては、いずれも10%未満（合計欄）にとどまっている。

以下、7領域について、総計が多かった順に自由記述の内容を検討するが、全般的に、各往訪先施設群は共通した傾向を示していることから、3群別の検討は、特徴のある場合にのみ行うこととする。また、「その他」の自由記述は、内容の反復や未記載が多かったため、分析は省略している。

(2) 広報関係の要望・意見に関する分析

広報関係の記述については、広報活動の必要性や方法を述べた意見と、篤志面接委員の社会的認知度に関するものとの二つに大別することができる。

ア 広報関係に関するもの

広報活動の必要性を述べた意見の中には、施設イメージの低さや篤志面接委員制度の社会的認知が得られていないという意見が多い。こうした指摘は、いずれも広報活動の在り方と関係しており、矯正広報をどのような方法で行うのが望ましいのかについて意見が寄せられている。

行事等には、従来から実践されているものも多いが、内容としては矯正展、文化作品（作文、書道、絵画、音楽会等）、篤志面接委員の活動内容・指導状況の

紹介、会報（機関）誌の発行、過剰収容と職員負担の実情紹介、社会復帰処遇（社会奉仕、構外作業）の紹介、後援会・ボランティア等の協働作業及び人材確保、マスコミの活用、被害者の視点を取り入れた指導の実施など、多くの例を挙げることができる。

アンケートでは、広報活動の低調さが施設事故にウエイトをおいた報道を招くのではないかという認識のもと、施設活動の紹介などの情報発信が事故イメージを是正する上で大きな効果があるという指摘がなされている。

- ① 施設の存在は知っていても、施設の実情や働いている人のことは知られていない。
- ② 外部の人は施設を隔離する場所とっており、イメージが暗い。
- ③ 施設は何を広報したいのかははっきりさせる。
- ④ 展示会・施設行事等に頼りがちであるが、更に理解を得る方策が必要である。
- ⑤ 情報開示を積極的に行う。

イ 篤志面接委員の認知度に関するもの

保護司や裁判所調停委員等に比べて、篤志面接委員の社会的な認知度が低く、その活動内容も不明であるという意見が多数を占めている。表39は篤志面接委員制度が社会に知られていない要因をまとめたものである。

表39 篤志面接委員制度が知られていない要因

	人数	(%)
施設の活動が知られていない	43	(32.1)
篤志委員制度が知られていない	37	(27.1)
篤志関係の情報発信が低調	26	(19.4)
矯正施設の活動は知られている	25	(18.7)
記載なし	3	(2.2)
合計	134	(100.0)

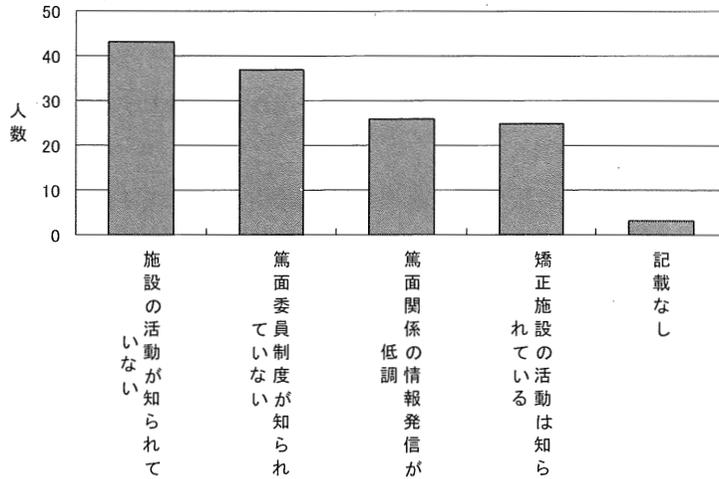


図11 篤志面接委員制度が知られていない要因

複数の要因が相互に関係していることから、矯正施設の活動が一般社会で理解される過程で、篤志面接委員制度も社会で定着していくのではないかと考えられる。

- ① 篤志面接委員の活動が知られておらず、一般社会では篤志面接委員に接する機会がない。
- ② 篤志面接委員が施設で何をやる仕事なのか、一般社会ではほとんど分かっていない。
- ③ 施設からの情報発信が乏しいので、一般社会の人でも篤志面接委員の活動を知りようがない。
- ④ 社会的な見識のある人（弁護士、公認会計士、民生委員など）も篤志面接委員を知らない。
- ⑤ 篤志面接委員の委嘱条件や資格は何であるのか世間の人には知らない。
- ⑥ 矯正施設の施設紹介等に篤志面接委員の活動が必ずしも取り上げられていない。
- ⑦ 有為な人材に委嘱することが必要である。

(3) 活動内容関係における自由記述の分析

活動内容関係の領域は、外部協力を得る上で20%前後の比率を示している（表38）。最近の過剰収容の状態は、活動内容に大きい影響を与えているという記述が多い。一方、施設としても活動内容は指導技術などの専門性を必要とする領域であるだけに、処遇に活用すべく、外部協力への要請が高くなっている。

活動内容の記述を見ると、三つの意見に大別される。その1は、施設内の指導態勢に関わるもの、その2は篤志面接委員の研修や指導技法に関するもの、その3は篤志面接活動の関係職員への要望に関するものである。

ア 指導態勢に関するもの

指導態勢に関わる要望・意見では、指導時間・指導回数、受講者数の増減及び処遇情報・プログラムに関する意見に更に細分される。

① 指導回数・時間・曜日等に関するもの

- (ア) 指導回数が月1回では少ない、3回程度まで増やしてほしい。
- (イ) 指導時間が1時間では短すぎ、理解不足のまま終わってしまう。
- (ウ) 指導時間がいつも夜間であるので、他の時間帯に変更をお願いする。
- (エ) 指導日が祝祭日であるが、平日に替わりたい。

② 受講者の人数に関するもの

- (ア) 折角の指導(短歌・詩吟・書道等)なのに、参加人員が少なくて残念である。
- (イ) 受講者の入れ替わりが激しく、変更理由もよく分からず、継続指導ができない。
- (ウ) 収容数の変化により、活動が影響を受けるので困る。
- (エ) グループワークであるのに、20名を超えていて指導に支障が生じる。

③ 処遇情報・プログラムに関するもの

- (ア) 地域社会と行事等を通じて幅広く触れ合えるプログラムを導入する。
- (イ) 更生保護女性会などの組織と交流を深める。
- (ウ) 被収容者は精神的葛藤を抱えており、心のケアの必要性を感じる。
- (エ) 更生保護領域の指導の機会を増やす。
- (オ) 有用な情報を指導計画に反映させる。
- (カ) 指導結果の経過や効果を伝達してほしい。
- (キ) プログラムが固定し、マンネリ化をしている。
- (ク) 教材・指導教具が貧弱である(例：画材等)。
- (ケ) 集団の大きさに見合った職員配置がなく、保安的にも指導が心細い。

イ 研修や指導技法に関するもの

- ① 公開の研究授業などの実施が必要である。
- ② 職員と篤志面接委員との研修会を開催する。
- ③ 篤志面接委員の専門性を活かせるような指導態勢を作る。
- ④ 篤志面接委員相互間の連携や交流が不十分で、他の委員の状況が分からない。
- ⑤ 社会が変化しているのに、外部協力者の新陳代謝ができていない。
- ⑥ 保護司クラスの密な研修態勢が必要である。
- ⑦ 社会の専門家をコーラス、マジックなどレクレーション行事にも招へいする。

ウ 施設職員への要望・意見に関するもの

- ① 外部協力者が必要と言いながら、一方では姿勢が硬く、変更等を受け入れない。
- ② 篤志面接委員の活性化を図るために、所内研修で情報交換等を行う。

- ③ 新任の篤志面接委員に指導上の必要事項をきちっとガイダンスする。
- ④ 職員のできないことをそのままにせず、社会の専門家の協力や連携を求める。

(4) 待遇関係における自由記述の分析

外部協力者が施設を往訪した場合、比較的印象に残ると思われるのが施設の待遇である。篤志面接委員は、外部協力者として社会と施設の両方を比較できる立場にあり、社会的なマナーに対する関心の高さがうかがえる。待遇関係の記述を要約すると、次の三つに類別することができる。

その1は、施設職員との意思疎通・連携に関するもの、その2は篤志面接委員の委嘱や褒章等に関するもの、その3は経費等の支給に関わるものである。

ア 施設職員との意思疎通・連携に関するもの

- ① 職員との相互認識を進める意見交換の場など連携を確保する。
- ② 篤志面接委員の活動について職員間の連携・共通理解を図ってほしい。
- ③ 篤志面接委員に挨拶すらしない職員がいる現状では、外部協力も難しいのではないか。
- ④ 篤志面接委員の処遇に関与する重要性が軽く考えられている感じがする。

イ 委員の委嘱や褒章に関するもの

- ① 高齢者や退職者が多いので、若い人にも委嘱する。
- ② 篤志面接委員は単なるボランティアでなく、専門家として遇する認識が必要である。
- ③ 親子二代で精励しており、やり甲斐がある。
- ④ 必要な外部協力者の意向確認や関係づくりを行っておく。
- ⑤ 表彰状や感謝状等は大きな励みとなる。

ウ 経費等の支給に関わるもの

- ① 交通費や必要経費の支給は必要である。
- ② 往復の事故等に伴う保険加入の整備が必要である。
- ③ 適当額の謝金の支給（現行は低いと思う）。
- ④ 金銭上の負担を外部協力者の篤志面接委員に要求することはどうかと思う。
- ⑤ 交通費の支給もないので、最寄り駅の配車等の便宜供与を願いたい。

(5) 施設職員関係における自由記述の分析

施設職員は施設運営の主体であり、外部交流の窓口でもある。その施設職員に関する記述の比率が最も高いのは3群比較（表38）で分かるように、少年院等群である。一方、自由記述を類別すると、施設職員関係は外部協力者との関係、職員の勤務状況、被收容者処遇の三つに分けることができる。全般的に、職員関係においては要望事項が中心となって記載されている。

ア 外部協力者と職員の関係

- ① 職員からの挨拶がなかったり、期待されていないような応対を受ける。
- ② 施設の意向や指導上の必要な情報や篤志面接委員にも必ず伝達してほしい。
- ③ 外部交流の研修は篤志面接委員などを考慮して年次計画に計上して取り組む。
- ④ 外部協力者との関係は職員が地域行事に参加・協力することで作られる。
- ⑤ 幹部職員が篤志面接委員等の知らない間に代わっているなど意思疎通を欠く。
- ⑥ いつも親切であり、不快なことはない。

イ 職員の勤務状況に関するもの

- ① 収容数が多くなってきており、職員の増員が不可欠である。
- ② 収容数の増加は処遇面で集団管理が重視され、職員の負担が大きくなっている。

ウ 被収容者処遇に関するもの

- ① 傷害致死などの重大事犯も増えており、被収容者の内面理解が大切となっている。
- ② カウンセリングなどの指導が必要となっており、被有資格である外部協力者を招へいする。
- ③ 指導上の教材・工具など旧式のもので目につくので、計画的に更新を行う。

(6) 被収容者関係における自由記述の分析

被収容者との関係の良否は、篤志面接活動の取り組みやすさや、内容の定着度などに大きい影響を及ぼしている。それだけに、事前・事後の指導上のフォローが必要になる場面も少なくない。被収容者との関係の記述としては、次の二つに分けることができる。その1は被収容者の心情面への理解や助言等の重要性を述べたもの、その2は被収容者に関連の情報伝達について述べたものである。

ア 心情面への理解や助言等に関するもの

- ① 被収容者の心の理解を通して委員の立場から悩み等の助言を行う。
- ② 被収容者の心情を理解して所内の活動や生活の相談を行う。

イ 被収容者の情報伝達に関するもの

- ① 外部協力者には普段の情報が分からないので、的確な情報がほしい。
- ② 被収容者の情報を知らずに面接を行い、被収容者から教えてもらうことになる。
- ③ 被収容者理解のための情報を教えてほしい。
- ④ 面接の経過や効果など処遇情報の伝達・還元システムが弱い。

(7) 施設設備関係における自由記述の分析

矯正施設の設備には多機能の役割が課せられている。身柄収容を主としたもの、居住・執務環境を重視したもの、指導上の必要があるもの、地域関係者への便宜供

与を意図したものなど多様である。外部協力者は、建物の構造や新旧の設備、収容スペースや日常備品など、外見上直接目につくものに関心を抱きやすいが、意見・要望の中では指導上の設備・備品類類が取り上げられている。

ア 部屋のスペースに関するもの

- ① 人員が多くて教室が狭いので、指導に支障が生じる。
- ② 人数が多いので、保安的に心配である。
- ③ トイレや排水の設備が指導場所から離れている。

イ 施設の構造に関するもの

- ① 高齢者で足腰が弱く、4階までの上り下りが負担となっている。
- ② 隣の話し声や歌声が聞こえてくる。
- ③ 構内深くに入らないと、設備が使えず、外部利用者に不便である。
- ④ 木々や花栽培など構内に潤いが必要である。

ウ 面接室の確保に関するもの

- ① 臨時の面接室は通路の先端部を仕切った便宜的なものである。
- ② 面接ができる程度の部屋がほしい。
- ③ 指導部屋の変更が多いので、落ち着かない。
- ④ プライバシーが保てない。

エ 執務設備等に関するもの

- ① 控え室のテーブルが低く、筆記が難しい。
- ② 記録や筆記ができる机などが足りない。
- ③ お茶など飲める程度の控え室も必要である。
- ④ エアコン設備がなく、夏は暑く、冬は寒い。
- ⑤ 語学指導にビデオ等の設備がない。

5 篤志面接活動に視点をのいた要望・意見の分析

この項目は、現在の篤志面接活動に対する要望・意見を尋ねたものであり、ここでも、「施設職員に関すること」、「施設設備に関すること」、「篤志面接委員の待遇に関すること」、「被収容者に関すること」、「活動内容に関すること」、「その他」、「特になし」の七つの中から一つを選んだ上で、その具体的内容について記入する形式となっている。

篤志面接委員が、外部協力者として被収容者の活動に取り組む際に抱く意見や要望等には、施設処遇の参考になる種々の提言が含まれている。それらのものは矯正職員と意見を同じくするものもあれば、また違ったものであるかもしれないが、被収容者処遇の向上や改善に活用することができれば、篤志面接委員制度の趣旨にも沿うことになる。

(1) 篤志面接活動と施設諸領域との関連

まず、篤志面接活動に対する意見・要望の全体的な傾向を把握するために、先に述べた7領域について、往訪先施設の3群に分けて集計を行った。

表40は、その結果である。表を見ると、「活動内容」の比率が7領域の中で3群そろって30パーセント近くと最も高く、他の領域のものは10パーセント前後にとどまっている。活動内容は篤志面接委員自らが活動に関与している領域であり、既述の外部協力を得るための意見・要望でも、広報に次いで高い割合を示していたものである。

表40 面接活動に関する要望・意見

	行刑施設		少年院等		兼務施設		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
活動内容	95	(30.5)	53	(29.6)	7	(30.4)	155	(30.2)
待遇	48	(15.4)	17	(9.5)	4	(17.4)	69	(13.5)
施設設備	40	(12.9)	22	(12.3)	3	(13.0)	65	(12.7)
施設職員	31	(10.0)	29	(16.2)	3	(13.0)	63	(12.3)
被收容者	35	(11.3)	21	(11.7)	2	(8.7)	58	(11.3)
その他	33	(10.6)	22	(12.3)	4	(17.4)	59	(11.5)
特になし	29	(9.3)	15	(8.4)	0	-	44	(8.6)
合計	311	(100.0)	179	(100.0)	23	(100.0)	513	(100.0)

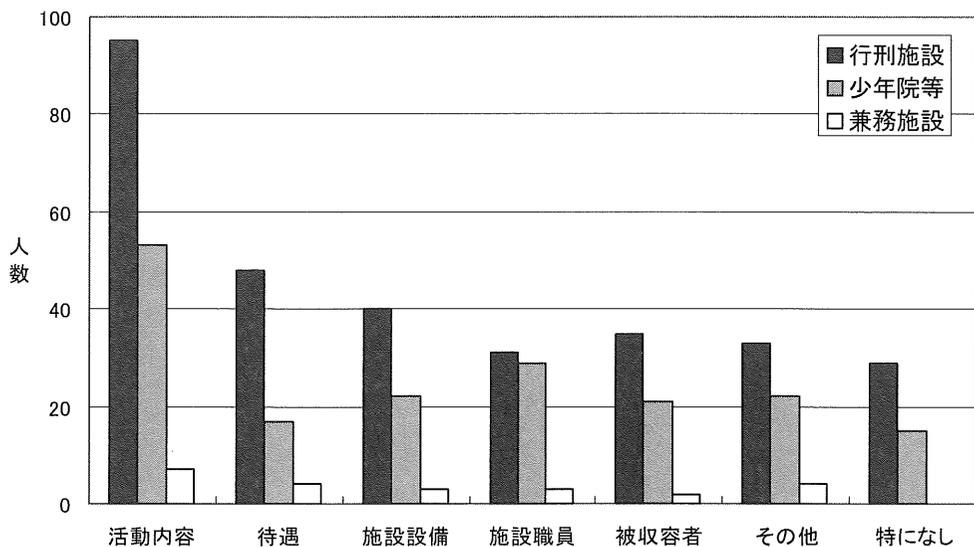


図12 面接活動に関する要望・意見

以下、7領域の自由記述の内容を、合計で数が多かった順に取り上げるが、施設群の間の差異については、先に述べたように、特徴のある場合についてのみ記述していくこととする。

なお、調査票の「その他」及び「特になし」の記述は、内容の反復や未記載が多いため、本稿での分析は省略している。

(2) 活動内容に関する要望・意見

活動内容については、4種類の要望・意見に分けることができ、その内訳は表41に示すとおりである。既に述べてきた要望・意見と重複するものもあるが、その1は指導内容・方法に関するもの、その2は時間・場所・回数の実施条件に関するもの、その3は処遇情報や評価情報の活用に関するもの、その4は意見交換等の連携を意図した研修の実施に関するものである。

表41 活動内容に関する要望・意見

	人数	(%)
時間・場所・回数	55	(35.5)
指導内容・方法	38	(24.5)
研修の実施	38	(24.5)
処遇情報・評価情報	24	(15.5)
合計	155	(100.0)

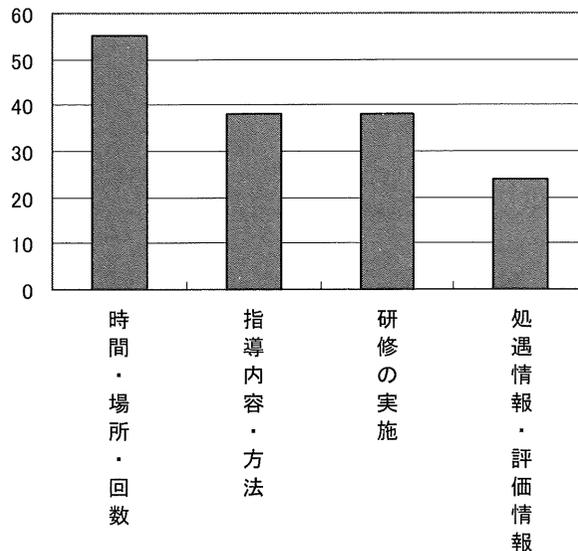


図13 活動内容に関する要望・意見

ア 時間・場所・回数に関する要望・意見

収容数の増加は、指導場所の確保だけでなく、指導回数や指導時間にも関連性があり、相互に大きな影響を及ぼしている。

- ① 指導時間帯は講師に合わせた変更も考慮してほしい（例：夕方や祭日ばかりである）。
- ② 指導時間や回数の拡充には刑務作業との弾力的な調整を図る必要がある。
- ③ 指導回数が少ない。月1回の指導を持っているが、少なくとも月2回は実施したい。
- ④ 指導時間が短かすぎるので、指導が完結せずに終わってしまう。

例 ○囲碁の対局はいつも中途である。

○詩吟は5名であっても、納得できる練習ができていない。

○習字の手本書きや添削も満足にできていない。

○ソフトボールの試合時間が30分では短すぎる。

○指導回数が増やせないなら、1回の時間をもう30分程度延長する。

○個別指導の必要な書道などで受講人員も多く、個別の添削ができない。

イ 指導内容・方法に関する要望・意見

活動内容の要望・意見には、直接指導した経験や被収容者の心情などが述べられている。

- ① 演歌よりも英語の歌を歌う者が多くて、年配者は困っている（カラオケクラブ）。
- ② 釈放前教育が集団で実施されているが、個別指導でも行われるべきものである。
- ③ 法律相談の中で収容の原因となった事件に納得できない者が少なくない。
- ④ 心や物を見る目を育てるには、個別面接の果たす役割が大きい。
- ⑤ 最近是被収容者の読書離れが目立ち、活字に弱くなり、考える力が衰えている。
- ⑥ 珠算も社会の経理事務では使われなくなり、所内指導とのギャップを感じる。
- ⑦ 社会で就労する者には在所中から職業斡旋のウエイトを大きくする必要がある。

ウ 研修の実施に関する要望・意見

篤志面接委員は自らの専門領域について研修を必要とするわけではない。しかし、施設職員との意思疎通や連携が、被収容者の理解や指導に結び付くと考えているために、意見交換を内容とする研修への要望の声には大きいものがある。

- ① 施設に長く往訪しているが、指導上の留意事項などの説明を受けたことがほとんどない。

- ② 施設は被收容者に何を期待しているのか外部協力者に説明もなく、分からない。
- ③ 施設職員との意見交換の行える時間や機会を設けてほしい。
- ④ 施設は篤志面接委員の委嘱更新時に確認事項をきちっと行ってほしい。
- ⑤ 篤志面接委員の研修には所長や部長等の幹部職員の参加も願う。

エ 処遇及び評価情報に関する要望・意見

グループ指導でも個別指導であっても、対象者の情報を知らなければ、十分な指導の準備や検討を行うことは難しい。既に触れてきたように、篤志面接委員は平素の被收容者の処遇経過が分からないだけに、処遇情報や評価情報を必要としている場合が多い。処遇情報には多種多様なものがあり、制約も課せられているが、篤志面接委員も処遇を担う一員として、必要な場合には担当者との協議の実施が望まれる。

- ① 被收容者情報を承知しないで指導しているので、雲をつかむ心境になる時がある。
- ② 指導を始める前には本人のある程度の処遇経過等の情報を知っておきたい。
- ③ 事前・事後の指導に被收容者の情報や経緯を次回の指導に活かすことができていない。
- ④ 被收容者のニーズに合わせた指導が要請されているが、個別情報が分かっていない。
- ⑤ 職員から見た面接前後の態度変化などの情報について伝達をお願いしたい。

(3) 待遇に関する要望・意見の分析

篤志面接委員の待遇に関する要望・意見には、表42のとおり、3種類の記述がみられる。その1は篤志面接活動を円滑に行う条件に関するもので、高齢の委員への配慮や専門家の招へいに関係している。その2は、篤志面接活動に伴う必要経費の支給に関するものである。その3は篤志面接委員の社会的認知に関するもので、これは働き甲斐、叙勲・褒章や望ましい人材確保などとの関係が深い。

表42 待遇に関する要望・意見

	人数	(%)
活動条件	33	(47.8)
必要経費等の支給	19	(27.5)
篤志面接委員の社会的認知	17	(24.6)
合計	69	(100.0)

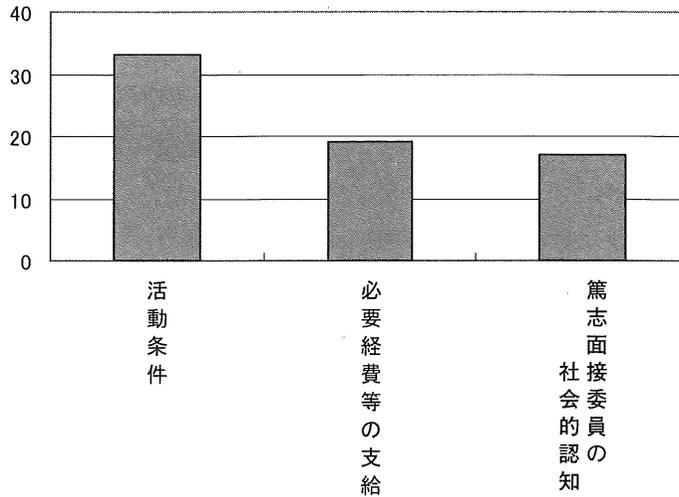


図14 待遇に関する要望・意見

ア 面接活動の条件に関する要望・意見

外部協力者がより積極的な施設活動を展開するためには、活動を支える条件が整えられる必要がある。例えば、高齢になれば車の運転を控えるようになり、階段等の上り下りにも慎重さが要求される。また、車椅子などを用いて施設への往訪を継続する場合もある。こうした活動支援は本人の家族等の協力のみならず、施設においても廊下の手摺りや階段のスロープ化などの方策が行われているが、今後とも各部署の協働した活動支援の検討が望まれる。

- ① バスの便が悪いので、最寄駅まで配車を願いたい。
- ② 施設への往訪は車の運転ができない高齢者には負担である（交通費の支給もない）。
- ③ 活動支援に理解が乏しいために、有能な人材が篤志面接委員にならないのは切ない。
- ④ 外部のボランティアの導入も図っていく。

イ 必要経費の支給に関する要望・意見

篤志面接委員の業務は被收容者への指導・援助が中心であるだけに、必要経費の負担は予想外のことであり受け止めているという記述が多い。必要経費とは交通費、教材費、懇親会、研究会や会議の出張・参加費用などを含むが、必ずしも全員に支給されるものではない。

従来から要望・意見が繰り返し提起されている問題だけに、関係者間の共通理解や意思疎通が望まれる。

- ① 高齢者の実情や夜間の指導もあることから、施設への交通費の予算化を図る。
- ② 不測事態（交通事故等）の保険制度を考える。
- ③ いつまでも寄付に依存するのは財団としていかがなものか。
- ④ 教育活動の指導を委嘱されながら、逆に組織運営費の請求を受けることは意に沿わない。
- ⑤ 篤志面接委員の謝金額が実情に合わず低すぎる。
- ⑥ 持ち出し分の教材費の補填が必要である。

ウ 社会的認知面に関する要望・意見

篤志面接委員の社会的認知や評価の問題は、既に取り上げたところである。ここでは篤志面接委員の委嘱手続き、適切な人材確保、法令面の整備など広範囲の要望・意見が提起されている。

- ① 篤志面接委員の身分は保護司と同様の法制化の整備が必要である。
- ② 任命権者を矯正管区長から法務大臣に変更して、社会的認知の向上や人材確保の促進を図る。
- ③ 研修制度や待遇においても保護司や家事調停委員相当の実現を期待する。
- ④ 表彰や褒章制度の充実を図る。
- ⑤ 元施設長の方には外部協力・協調のできる人に篤志面接委員を委嘱する。

(4) 施設設備に関する要望・意見

施設設備は、施設内の雰囲気醸成する上で大きな要因となっている。篤志面接委員の関心が高いものは、被収容者指導関係の設備であり、とりわけ、収容増に伴うスペースの確保等に関する要望・意見が多く寄せられている。記述内容は表43に示すとおり、実施場所の整備、指導上の設備・備品、篤志面接委員の控え室などの三つの内容に分けることができる。

表43 施設設備の要望・意見

	人数	(%)
実施場所の確保	42	(64.6)
指導上の設備・備品	15	(23.1)
篤志面接委員の設備	8	(12.3)
合計	65	(100.0)

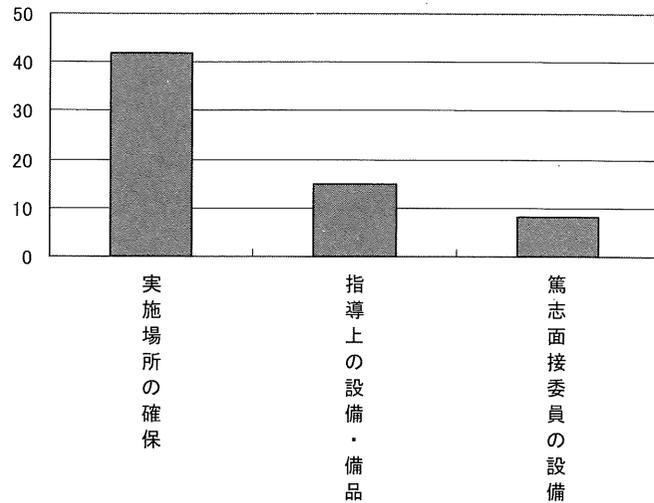


図15 施設設備の要望・意見

ア 実施場所の整備への要望

アンケートにおいては、活動場所の狭さに関する指摘が最も多くみられる。近年の被收容者の急激な増加に伴い、従来の教室等が狭くなってきている。そのため、多くの人員を抱えることから、活動スペースが狭くなり、指導や活動にも影響を受けるようになっている。

- ① 体育館・講堂等の多人数が入る場所が狭くなり、全体指導ができない。
- ② 收容人員を細分して同じ内容を繰り返すため、時間や労力の負担が大きくなっている。
- ③ 従来の指導場所が使用できなくなり、指導回数が減少している。
- ④ 面接室が設置されたが、現在の部屋は隣室の話し声が聞こえる。

イ 指導上の設備・備品への要望

施設の設備・備品は、指導計画や指導方法の中に組み込まれ、必要な備品類はそれぞれの施設の年次計画等により整備・提供されていくものと思われる。しかし、指導者本人しか分からない細かなものも多く、その整備については担当者との十分な協議が不可欠である。

- ① 教材品（書道の硯・墨、絵画の静物画材等）が講師の持ち込みであり、改めてほしい。
- ② 音楽、絵画や習字等の教材・教具・机の整備にも配慮して予算をつけてほしい。
- ③ 理容の安全衛生面の設備が未整備である。
- ④ 難しい被收容者の指導も行うことから、面接室にも非常ベルを設置する。

- ⑤ 床・壁・家具などが汚損されたままである。
- ⑥ プロジェクター・OHP・ビデオなど視聴覚器具類が旧態化し、使用に耐えない。
- ⑦ 歯科治療の設備が古くて使うのが難しい。

ウ 篤志面接委員の設備への要望・意見

- ① 外来講師等を含めて講師控室が狭く、打ち合わせにも不自由している。
- ② 指導中の貴重品を収納するロッカーが必要である。
- ③ 足腰が弱いので、施設内の上り下りや歩く距離の負担を軽減してほしい（高齢者対策）。
- ④ カイロ付きの厚着をしているが、教室が寒くて年寄りの身にはこたえる。
- ⑤ 面接結果の記録が落ち着いて記載できる控室が欲しい。
- ⑥ お茶の一杯も飲める棚やポットなど設置するなどの心遣いがほしい。

(5) 施設職員に関する要望・意見の分析

施設職員への要望・意見に関する内容は表44のとおりである。

表44 施設職員への要望・意見

	人数	(%)
被收容者指導	18	(28.6)
研修の開催	17	(27.0)
篤面の待遇・条件	15	(23.8)
職員の勤務状況	13	(20.6)
合計	63	(100.0)

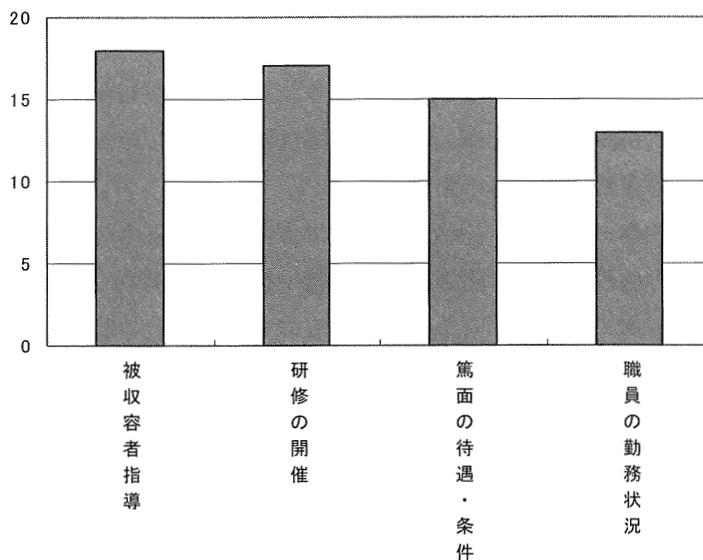


図16 施設職員への要望・意見

「施設職員に関する意見」は、被収容者指導、研修会の開催、篤志面接委員の待遇・条件、職員の勤務状況の4種類に大別できる。

ア 被収容者指導の要望・意見

- ① 面接記録の結果に職員のコメントがない。
- ② 面接記録の結果に職員のコメントや口頭の助言があれば、指導の参考になる。
- ③ 指導上の情報がないまま、面接をしている。
- ④ 必要な処遇情報を教えてもらいたい。
- ⑤ 職員によって情報提供の姿勢が異なる。
- ⑥ 指導経過や結果の情報還元が必要である。
- ⑦ 指導内容の変更が分からないでいる。

イ 研修会開催の要望・意見

研修会の開催には、現状に関する二つの要望・意見が見られる。その1は職員の応接態度等の接遇に関するもので、職場常識やマナーの改善・向上を期待するもの、その2は職員と篤志面接委員の意思疎通や連携の必要性に触れたものである。とりわけ、指導上の連携や情報提供等についての要望が高い。篤志面接委員が外部協力者として被収容者処遇の一翼を担っている以上、指導が円滑に実施できる方策の検討が望まれる。

① 職場常識やマナーに関するもの

- (ア) 顔を合わせても、挨拶が返ってこない職員がいる。
- (イ) 社会・職場の常識に欠ける職員に対しては監督し、応接マナーの重要性を教える。
- (ウ) 篤志面接委員が面倒をかける存在であるかのような応接が感じられ、遺憾である。

② 連携や意思疎通に関するもの

- (ア) 職員からの連絡や意見交換もなく、面接を行っていることが不安である。
- (イ) 担当職員の事務能力が低く、要領を得ない。
- (ウ) 職員との打ち合わせもなく、面接を余儀なく行っていることに不全感を感じる。
- (エ) 定期的な意見交換の場が必要である。

ウ 篤志面接委員の待遇・条件の要望・意見

篤志面接委員には、保護司、民生委員や家事調停委員など、社会の要職に就いている方も多く、待遇面での社会的知識や経験も豊富である。それだけに、施設職員は篤志面接委員制度の運用面で留意すべき事項などを十分に承知した上で、伝達することが必要があると思われる。

- ① 委嘱時における業務内容の説明が不十分である。
- ② 説明会等や懇談の機会が設けられてない。
- ③ 保護司は篤志面接委員と異なって大臣任命権であり、叙勲者も多いのではないかと。
- ④ 施設の幹部によって説明に対する認識差があり、戸惑いがある。
- ⑤ 施設の雰囲気が事務的になり、職員にも声を掛けづらい。

エ 職員の勤務状況への要望・意見

篤志面接委員がここでいう施設職員の勤務状況には、最近の収容増加や業務負担の増大について触れたものが多く、勤務の大変さを気遣う記述が目立っている。

- ① 過剰収容の中で勤務条件が厳しい。
- ② 職員の業務負担の軽減策が欲しい。
- ③ 業務負担が大きく、増員が必要である。
- ④ 篤志面接委員関係の職員が足りず、担当者の変更も多く、戸惑いがある。

(6) 被収容者に関する要望・意見

被収容者に関する意見・要望には表45のように3種類の記述がみられる。その1は被収容者の生活規律の遵守に関するもの、その2は処遇情報の活用と評価に関するもの、その3は指導内容・方法に関するものである。特に生活面の規律等は被収容者の衣食住等の管理とともに処遇環境の根幹に触れるものであり、衆情の良否などにも大きな影響を及ぼしている。

表45 被収容者に関する要望・意見

	人数	(%)
被収容者の生活管理	28	(48.3)
処遇情報・評価	17	(29.3)
指導の状況	13	(22.4)
合計	58	(100.0)

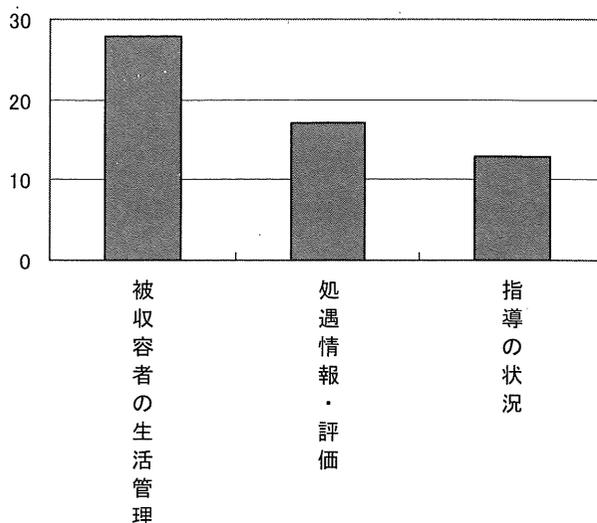


図17 被収容者に関する要望・意見

ア 生活規律に関する要望・意見

- ① 私語など騒がしい者がおり、指導の妨げとなっている。
- ② 全般的に処遇が寛大になってきており、規律の乱れが起きやすくなっている。
- ③ トイレも水洗化され、食事も向上している。
- ④ 寒暖差のある部屋は暖房等の調整を行う。
- ⑤ 構内には一輪ほどの花を備える。
- ⑥ 重篤患者の医療は費用を含め大変である。

イ 処遇及び評価情報に関する要望・意見

- ① 被収容者の性格や生育史等を知り、個別面接で指導に役立てたい。
- ② 面接中に本人から聞いているが、面接前に施設内経過等の情報を教えてほしい。
- ③ 被収容者の教育的ニーズが分からず、一般論に終始しやすい
- ④ 指導対象者の精神状況・身体状況などが分からず、戸惑うことが多い。
- ⑤ 釈放前指導の感想文など指導結果の情報を還元してほしい。

ウ 指導内容・方法に関する要望・意見

- ① 一施設で外国人や薬物事犯者など幅広く収容しており、指導が難しくなっている。
- ② 画一式の全体指導が多いが、クラス別や自由討議方式等を工夫する時期にきている。
- ③ 面接希望者との面接には遅れないようにする。
- ④ 職員と指導方法等の意見交換を行いたい。

V 考察

本研究では、篤志面接委員の各種の属性や活動状況とともに、活動に対する意識について調査を行った。このうち、各種の属性や活動状況に関しては、これまでのデータと同様の傾向であるので、考察の中で特筆すべきことはなく、ここでは特に言及しないこととする。

本研究の主眼は意識調査であり、これについて主に考察を行いたい。

意識調査の内容を大別すると、活動の意義や満足度などに関する調査と、自由記述による具体的な要望・意見の二つの部分となる。後者については、調査の目的から、改善の要望や、批判的な意見も多く見られ、ここだけを見ると、不満が多いような印象を持たれるかもしれない。しかし、誤解を招かないように述べておくと、前者の調査結果では、社会的重要度の認識、活動の有効度の認識、満足度のいずれの面においても、肯定的な評価が多く、また、活動には喜びを感じており、悩みや苦労はそれほど大きくないことが示されている。したがって、このような肯定的な評価をベースとして、より良い活動のための要望・意見が記述されたと見るのが妥当だと思われる。このことは、本制度が、着実に発展しながら続いてきたことを裏付けるものとも言えるだろう。

さて、具体的な考察に入る。

意識調査の各項目で因子分析を行った結果、それぞれ2ないし3の因子が得られた。因子はそれぞれ若干異なるし、また、因子名が同じでも、内容が全く同じというわけではないが、これらの因子は、おおむね被收容者の更生に直接関係するもの、それ以外の篤志面接活動に関するもの、社会貢献に分けられるのではないと思われる。このことは、篤志面接委員から見た場合、面接活動がこの三つの側面に分かれることを示していると考えられる。

そして、結果を全体的に見てみると、この3側面のうち、被收容者の更生に直接関係する側面の重要性が高いように思われる。

まず、活動を始めた動機として、「更生の援助」が最も多く挙げられており、現在の社会的重要度の認識としても、この因子が最も重視されていることから、篤志面接委員は、その活動を始めてから、一貫してこの因子を重視していると考えられる。さらに、満足度の点でも、「被收容者」因子の得点は高い。このように、更生の援助や被收容者との関わりの重要性が高く、満足も得られているということは、各委員が、本制度の趣旨を十分に理解し、真摯に被收容者の更生のための活動に取り組んでいることを示していると考えられる。

ところが、この「被收容者」の因子は、有効度という面では、3因子中最も得点が低

く、悩みや苦勞も比較的多く、喜びについても特に高くないという結果が得られている。このことについては、被收容者の更生という困難な課題に取り組んでいること、しかも、日常的に被收容者を見ているわけではないので自らの面接活動の効果を実感しにくいことに起因しているのではないと思われる。

「被收容者」因子の満足度を従属変数とした重回帰分析の結果では、同因子の喜び、悩みや苦勞の少なさ、有効度という、上に挙げたあまり得点が高くない因子の影響を強く受けていることが分かったが、このことは、例えば、被收容者との関わりにおいて、少しでも喜びが得られれば、満足度が大きく向上することを示している。各因子の得点あまり高くないことを考え合わせると、篤志面接委員にとって、困難だが重要な領域である、という解釈が可能であろう。

また、「現在の篤志面接活動に対する要望、意見」において最も多く挙げられたのは、「活動内容」に関する事項であり、その具体的な要望・意見の多くは、被收容者の更生に資するより充実した篤志面接活動を行いたいとの希望から発していると思われる。このことも、篤志面接委員にとって、更生の援助や被收容者との関わりが、困難だが重要な領域であるという先の解釈に関連していると考えられる。

さて、以上のような更生の援助や被收容者との関わりという面で、より面接活動を充実させるための方策としては、自由記述による具体的な要望・意見が参考になるとと思われる。「結果」では、さらにいくつかの種類に分けたが、このうち、「指導内容・方法に関する要望・意見」や、「時間・場所・回数に関する要望・意見」については、指導内容との関連が深いことや、各施設の事情に左右される部分が多いと思われることから、個別に改善を検討することが適当ではないかと思われる。一方、篤志面接委員は、平素の被收容者の処遇経過が分からないだけに、処遇情報や評価情報を必要としているという点については、そこに配慮している施設もあるとは思うが、月に1回程度の往訪が大多数であることを考えると、ある程度共通した課題ではないかと思われる。各篤志面接委員が必要とする情報と、施設側が提供可能な情報を整理した上で、両者の意思疎通の方法を検討することは、篤志面接活動の充実を図る上で有用だと考えられる。

次に、被收容者との直接的な関わり以外の篤志面接活動に関する因子についてであるが、ここには、委員同士の関係や施設との関係、研修会、各種施設行事への参加、待遇などの要素が含まれていると考えられる。重回帰分析の結果では、「委員同士の関係・施設との関係」の満足度は、委員同士の関係・施設との関係における喜び、人との交流の有効度、委員同士の関係・施設との関係における悩みの少なさに順に影響を受けていることが示されたが、いずれの因子も、被收容者との直接的な関わりとの因子と比べると、全般的に得点が低い傾向が見られ、篤志面接活動全体におけるウエイトは相対的に低いと言える。ただし、このファクターが多く項目で抽出されたこと、つまり、ある程度

独立したものであることは注目されてよい。このことは、篤志面接委員の満足度の向上を検討する際には、被收容者の更生に直接関係する因子とは別に、こうした面での配慮が必要であることを示している。

なお、満足度において抽出された「活動形態」の因子については、重回帰分析の結果から見て分かるように、意識面の影響はあまり受けていない。因子の内容から考えても、実際の活動条件等の影響を強く受けていると考えられる。今のところ満足度は低くないが、自由記述からは、過剰收容などの影響によって指導環境が悪化している様子がうかがえる。この点については、施設側からするとやむを得ない部分もあると思われるが、できるだけ安定した指導環境を提供する配慮が必要であろう。

さて、次に、より積極的な外部協力を得るための方策について考察したい。意識調査の結果のうち、篤志面接委員を始めたきっかけを見ると、自ら希望した人が少なく、「施設からの依頼」と「知人の誘い」が大半を占めている。いわゆる「人づて」が多いことには、矯正施設内における活動なので、ある程度矯正施設の事情を知っており、かつ信頼できる人に委嘱される傾向があること、篤志面接委員は、その性格上、専門的知識が要請され、その点である程度範囲が限定されてしまうこと、篤志面接委員の知名度がそれほど高くないことなどが影響していると思われる。また、活動の動機で多く挙げられた「更生の援助」や「矯正への興味・関心」といった回答をした委員は、委嘱される前から、矯正に関してある程度理解していたという場合も多いと考えられる。

しかし、その一方で、これらの点が、対象者の範囲を狭めている面があることも否定できないように思われる。一般的なボランティア活動として考えている人も一定の割合でいることを考えると、篤志面接委員以外の制度も含めて、より広い範囲からの外部協力を検討するのであれば、制度の広報を行うとともに、ボランティアとしての位置付けや、社会貢献の意義を明確にすることも考えられる。また、当然、矯正そのものの広報を一層充実させることも必要となるであろう。

また、「結果」において示されたように、より一層の外部協力を実現するために必要なこととして、篤志面接委員が最も多く挙げたのは、「広報」であった。篤志面接委員は、外部協力者という立場から施設と社会の双方の見識を備えていること、施設職員よりも社会に近い感覚からの発想が可能であることを考えると、広報の必要性が高いという意見は、重視されるべきものと考えられる。

最後に、自由記述による要望・意見について述べたい。具体的な要望・意見には様々なものがあつたが、全体的に見ると、要望・意見が集中する領域はかなりはっきりしていた。これまで、個々の意見が取り上げられることはあつても、全体的な傾向が示されたことはなく、意見が集中した領域から検討することが可能になったという意味で、参考となる資料が得られたと考える。

ただし、実際に調査票を見ると、かなり詳細に要望・意見が述べられているものが多く、それだけ熱意を持って篤志面接活動に取り組む委員が多いことが感じられた。「結果」では、できる限り詳細に取り上げたつもりだが、調査結果としてまとめるという制約上、すべてを網羅することはできず、また、貴重な意見と思われても、少数であるために掲載しなかったものもあった。内容的にも、施設単位で改善することが可能なものから、制度的な検討を要するものまで様々であり、また、全ての委員に共通するものではなく、全施設に当てはまるわけでもないと思われる。実際に篤志面接活動の制度や運用の改善を検討する際には、全体的な傾向と、かなり多様な意見があることを考慮する必要があるだろう。

Ⅵ おわりに

本研究では、半世紀以上にわたり民間協力者として矯正施設の被収容者の処遇に関与してきた篤志面接委員の活動状況と意識に関する調査を行ったが、今後の民間人による被収容者処遇への関与の在り方を検討する上で参考となる結果が得られたと思われる。

結果に示されたように、篤志面接委員は、被収容者の改善更生及び社会復帰に貢献している自らの活動を肯定的に評価している。しかし、保護司や家事調停委員と異なり、その活動内容や身分・待遇について法律で規定されていないこともあって、一般社会にはあまり認知されておらず、精神的な充足感に欠ける面が見られることは考慮されなければならぬだろう。

一方、平成15年4月、法務大臣の下に設けられた「行刑改革会議」は、行刑改革の在り方について検討し、同年12月22日、「国民に理解され、支えられる刑務所へ」という副題を付した「提言」をまとめて公表した。その中で、一般社会に対する行刑の閉鎖性が、今日の問題発生の要因の一つとして指摘され、受刑者の処遇体制を改善し、充実させるため、民間人の活用を積極的に図る必要があるとの提言が行われている。

篤志面接委員にさらなる誇りと自覚を持ってもらい、面接活動をより充実したものにしていくには、被収容者に関する相応の情報提供も必要であり、職員との連携を強め、意見交換や相互研修などの機会を設けて信頼関係を醸成する必要があること、面接活動の効果を高めるため、設備環境を充実させる必要があることなど、本研究の意識調査の中で、改善や要望として出されている意見は、今後の矯正関係法令の改正作業など、立法面あるいは行政面で配慮していく必要があると考える。

また、篤志面接委員の活動状況を積極的に情報公開していくことも求められている。そのことによって、民間人の被収容者処遇への関心が高まり、協力する民間人が増えることが期待される。

最後になりましたが、本調査に御協力を賜った篤志面接委員各位、財団法人全国篤志面接委員連盟の各位、法務省矯正局をはじめとする矯正施設の各位に、心からの謝意を表します。

引用文献

- 藤原 正 1983 篤志面接委員制度の現状と課題 刑政, 第94巻第7号, 12-22
- 井上明子・杉山裕・松山善昭 1983 篤志面接活動に携わって—篤志面接委員制度発足30周年を記念して— 刑政, 第94巻第8号, 38-50
- 宮本史郎 1995 篤志面接委員制度の現状と課題 刑政, 第106巻第6号, 24-32
- 奥平裕美 1998 矯正施設における民間協力者とその活動 罪と罰, 35(3), 28-34
- 渡辺 泰 1989 篤志面接委員の雑感 罪と罰, 26(2), 37-44
- 吉田秀司 1992 犯罪者の更生と矯正施設における民間協力者—篤志面接委員と教誨師を中心として— 法律のひろば, 45(7), 40-83
- 財団法人全国篤志面接委員連盟 2003 篤志面接活動の概況(平成9年から同13年まで) 篤志面接委員制度創設五十周年記念 回顧と展望, 52-53
- 全国篤志面接委員連盟事務局 1988 全国篤志面接委員連盟の結成について 刑政, 第99巻第1号, 36-45

(付表)

問16 社会的な重要度の認識	平均 (SD)
篤志面接活動を通して社会の役に立つこと	4.60 (0.71)
非行少年や犯罪者の更生を援助すること	4.79 (0.52)
地域社会に貢献すること	4.21 (0.93)
ボランティア活動の一環として活動すること	4.17 (0.99)
篤志面接活動を通して一般の人に矯正を理解してもらうこと	4.26 (0.91)
施設の職員との交流	4.31 (0.86)
篤志面接委員同士の交流	4.22 (0.90)
被收容者との交流	3.90 (1.14)
篤志面接活動を通しての自己実現	3.84 (1.12)
通常の篤志面接委員活動以外の施設行事等への参加	4.00 (0.93)
篤志面接委員活動に関する研究会等への参加	4.39 (0.82)
矯正行政全体への興味・関心を持つ	4.39 (0.80)

重要である(5点) 少し重要である(4点) どちらともいえない(3点)
あまり重要でない(2点) 重要でない(1点)

問17 活動の有効度の認識	平均 (SD)
篤志面接活動を通して社会の役に立っている	4.10 (0.88)
非行少年や犯罪者の更生を援助している	4.22 (0.83)
地域社会に貢献している	3.68 (1.01)
ボランティア活動の一環として活動している	3.95 (1.10)
篤志面接活動を通して一般の人に矯正を理解してもらっている	3.60 (1.09)
施設の職員と十分な交流がある	3.80 (1.08)
篤志面接委員同士の十分な交流がある	3.56 (1.08)
被收容者との十分な交流がある	3.12 (1.20)
篤志面接活動を通しての自己実現がある	3.70 (1.08)
施設行事等へ積極的に参加している	3.82 (1.17)
篤志面接委員活動に関する研究会等へ積極的に参加している	3.92 (1.18)
矯正行政全体への興味・関心を持っている	4.32 (0.86)

思う(5点) 少し思う(4点) どちらともいえない(3点)
あまり思わない(2点) 思わない(1点)

問18 活動における悩みや苦勞	平均 (SD)
被收容者の篤志面接の際の態度について	1.45 (0.59)
被收容者との人間関係について	1.38 (0.57)
被收容者の相談内容について	1.55 (0.62)
面接後の被收容者からの感想や反応について	1.62 (0.66)
施設職員の篤志面接活動に対する理解について	1.51 (0.70)
施設職員との人間関係について	1.33 (0.60)
篤志面接委員同士の人間関係について	1.34 (0.58)
篤志面接活動に関する各種制約(時間的・場所的)について	1.50 (0.65)
研修会や研究会の実施について	1.53 (0.62)

しばしばある(3点) たまにある(2点) 全くない(1点)

問19 活動における喜び	平均 (SD)
被收容者の篤志面接の際の態度において	2.48 (0.63)
被收容者との人間関係において	2.20 (0.69)
被收容者の相談において	2.07 (0.71)
面接後の被收容者からの感想や反応において	2.25 (0.69)
施設職員の篤志面接活動に対する理解において	2.41 (0.63)
施設職員との人間関係において	2.37 (0.66)
篤志面接委員同士の人間関係において	2.19 (0.68)
具体的活動内容(時間的・場所的)について	2.14 (0.67)
研修会や研究会の実施について	2.14 (0.65)

しばしばある(3点) たまにある(2点) 全くない(1点)

問20 活動に対する満足度	平均 (SD)
被收容者の篤志面接の際の態度について	4.42 (0.74)
被收容者との人間関係やふれあいについて	4.04 (0.84)
被收容者の相談内容について	3.77 (0.88)
面接後の被收容者からの感想や反応について	3.94 (0.88)
施設職員の篤志面接活動に対する理解について	4.35 (0.82)
篤志面接委員の待遇について	4.02 (1.04)
篤志面接委員同士の人間関係について	4.02 (0.90)
施設の設備について	3.97 (1.04)
活動時間について	4.11 (1.00)
活動日程について	4.18 (0.94)
面接方法や活動内容について	4.16 (0.90)
研修会や研究会の実施について	3.85 (0.95)
被收容者に関する情報の提供について	3.56 (1.06)
被收容者の出所(出院)後の情報について	2.80 (0.92)

満足(5点) やや満足(4点) どちらともいえない(3点)
やや不満足(2点) 不満足(1点)

(資料)

整理番号

「兼務施設がある方の場合の回答に当たってのお願い」

2ヶ所以上の複数の施設で篤志面接委員活動をされている方は、以下の点に留意していただいて、1部だけに回答し、提出して下さるよう、よろしくお願ひいたします。

矯正協会附属中央研究所

調査の目的とお願ひ

この調査は、被収容者に対する篤志面接活動の状況や、篤志面接委員制度等についてのお考えを伺って、篤志面接活動の意義を確認するとともに、民間の篤志家である篤志面接委員の皆さんの活動をはじめとする民間協力を一層得るにあたって、どのようなことに留意すべきかなどについての調査・研究を計画したものです。

この趣旨をご理解のうえ、皆さんの活動状況とお考えがそのまま調査に反映されるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、調査用紙及び封筒には、お名前を書く必要はありません。また、回答はセツトになっている封筒に封入して提出してください。調査結果は、まとめてコンピュータで統計的に処理します。また、皆さんがどのようにお答えになられたか問題になることはありません。

どうぞ思ったまま、感じたままをお答えくださいますようお願いいたします。

また、兼務施設がある場合の方(2ヶ所以上の複数の施設で篤志面接委員活動をされている方)は、次のページ「兼務施設がある方の場合の回答に当たってのお願い」をご覧くださいませますようお願いいたします。

1 来訪されている複数の施設それぞれから調査票を配付された場合には、そのうち1席のみを回答し、その他の施設から受け取られた調査票については、回答しないで、施設の担当者にお返しくください。

2 調査票の回答に当たっては、ひとつの施設の活動のことだけについて記入するのではなく、来訪されている全部の施設のことを勘案してご記入ください。

3 回答を記入された調査票は、期限内であれば、どの施設に提出していただいても構いません(必ずしも本務施設に提出する必要はありません)。

本調査について不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

財団法人矯正協会附属中央研究所 研究第一部

電話：03-3319-6511

FAX：03-3386-8165

担当者：増田 哲三 工藤 弘人 古曳 牧人

次のページから質問に入ります。順番に答えてください。

下記の項目について、必要な事項とあてはまる数字を記入欄に記入してください。

項目	記入欄
問1 性別(どちらかに○をつけてください。)	男性・女性
問2 年齢(30歳であれば30のように、数字で記入してください。)	
問3 委嘱年月(最初に委嘱された年月を「平成8年6月」のようにご記入ください。その際、昭和・平成に○をつけてください。)	昭和・平成 年 月
問4 職業(現在就かれている職業について、次のうちからひとつ選んで右の欄に数字を記入してください。[15 その他]を選んだ場合は、職業の名称を()内に記入してください。)	
1 宗教家 2 商店主 3 各種教授(茶道・華道等) 4 団体役員 5 弁護士 6 会社員 7 医師 8 芸術家 9 農林水産業 10 小・中・高校教師 11 大学教員 12 公務員 13 主婦 14 無職 15 その他()	()
問5 職歴(これまで就かれた職業の中で、主なものを次のうちからひとつ選んで右の欄に数字を記入してください。[15 その他公務員]や[16 その他]を選んだ場合は、名称を()内に記入してください。)	
1 宗教家 2 商店主 3 各種教授(茶道・華道等) 4 団体役員 5 弁護士 6 会社員 7 医師 8 芸術家 9 農林水産業 10 小・中・高校教師 11 大学教員 13 主婦 14 無職 15 更生保護関係職員 16 矯正職員 17 その他公務員() 18 その他()	()

*** 次のページに進んでください。***

項目	記入欄
問6 往訪回数(篤志面接活動のために、月に何回ほど施設に赴かれますか。その回数を右の欄に数字で記入してください。複数の施設で活動している方は、その全回数を記入してください。)	()
問7 公職等(篤志面接委員以外に現在公職等に就かれている場合には、次のうちからすべて選んで右の欄の数字に○を記入してください。複数回答可です。その他を選んだ場合にその内容()内に記入してください。)	
1 保護司 2 民生委員 3 家庭裁判所調停員 4 教師 5 その他()	1 2 3 4 5
問8 対象者(次の中から篤志面接活動で、主として対象としている被収容者の性別をひとつ選んで、右の解答欄に数字を記入してください。)	
1 男子 2 女子 3 1及び2の両方	()
問9 活動施設(次の中から活動している施設をすべて選んで右の欄の数字に○を記入してください。複数回答可です。)	
1 刑務所 2 少年刑務所 3 刑務支所 4 拘留所 5 拘留支所 6 少年院 7 婦人補導院	1 2 3 4 5 6 7
問10 訪問箇所(篤志面接活動のために赴いている施設をお答えください。複数の施設を訪問されている方は、その施設数を数字で記入してください。訪問先が1箇所の場合は「1」と記入してください。また、各刑務所等の支所も1と数えてください。)	()

*** 次のページに進んでください。***

項	目	記入欄
問 11	活動内容(次の内容からひとつ選んで右の欄に数字を記入してください。) 1 個人面接などの個人対象の指導 2 グループ面接などのグループ対象の指導 3 1及び2の両方	()
問 12	担当分野(次の内容から主なものをつ選んで右の欄に数字を記入してください。その他を選んだ場合はその内容を()内に記入してください。) 1 精神的煩悶(悩み事相談) 2 家庭相談 3 法律相談 4 職業相談 5 教養を高める指導 6 趣味指導 7 宗教相談 8 麻薬相談 9 入所(院)時教育・釈放(出院)時教育 10 その他()	()

ここからの回答は、当てはまる番号を選んで、回答欄にその番号を記入してください。

問 13

篤志面接活動の主な時間帯について、次のうちから1つ選んで右の欄に数字を記入してください。回答が複数にまたがる場合でも、主なものをつ選んでください。その他を選んだ場合はその内容を()内に記入してください。

回	答	欄
1	平日の日中	
2	平日の夜間	
3	休日の日中	
4	休日の夜間	
5	その他()	

*** 次のページに進んでください。***

問 14

篤志面接活動を始めた主なきっかけは何ですか。自分にあてはまる答えの番号をひとつ選び、右の回答欄に数字を記入してください。その他を選んだ場合は、その内容を()内に記入してください。

回	答	欄
1	知人に誘われた	
2	施設からの依頼があった	
3	自ら希望した	
4	その他()	

問 15

実際に篤志面接活動を行いたいと思われた主な動機は何ですか。自分にあてはまる答えの番号をひとつ選び、右の回答欄に数字を記入してください。その他を選んだ場合は、その内容を()内に記入してください。

回	答	欄
1	少しでも社会の役に立つため	
2	非行少年や犯罪者の更生を援助するため	
3	地域社会に貢献するため	
4	ボランティア活動の一環として	
5	矯正の活動に興味・関心があったから	
6	その他()	

*** 次のページに進んでください。***

問 1 6

あなたは、篤志面接活動に関して、次の1～12の事項についてどのくらい重視されていますか。それぞれについて、右側の回答欄の「重要である」から「重要でない」までのうち、あなたの考え方に近い番号をひとつ選んで、その数字に○をつけてください。

- | | | | | | | |
|----|-----------------------------|---|---|---|---|---|
| 1 | 篤志面接活動を通して社会の役に立つこと | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 2 | 非行少年や犯罪者の更生を援助すること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 3 | 地域社会に貢献すること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 4 | ボランティア活動の一環として活動すること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 5 | 篤志面接活動を通して一般の人に矯正を理解してもらうこと | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 施設の職員との交流 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 7 | 篤志面接委員同士の交流 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 8 | 被収容者との交流 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 9 | 篤志面接活動を通しての自己実現 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 10 | 通常の篤志面接委員活動以外の施設行事等への参加 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 11 | 篤志面接委員活動に関する研究会等への参加 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 12 | 矯正行政全体への興味・関心を持つ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

ここからの回答は、各事項に対して、下の例のとおり、右側の回答欄の「重要である」から「重要でない」等の選択肢の中から、あなたの考えに近いものを1つ選んで、その数字のところの○を付けてください。

回答欄	1	2	3	4	5
重要である					
少し重要である					
どちらともいえない					
あまり重要でない					
重要でない					

（質問）家族と一緒に食事をとること。①

「重要である」が一番あなたの考えに近いときは、ここに○を付けます。

問 1 7

問 1 6 を受けて、あなた自身の篤志面接活動の実際の状況についてお尋ねします。次の1～12に関して、右側の回答欄の「思う」から「思わない」までのうち、あなたの考え方に近い番号をひとつ選んで、その数字に○をつけてください。

- | | | | | | | |
|---|------------------------------|---|---|---|---|---|
| 1 | 篤志面接活動を通して社会の役に立っている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 2 | 非行少年や犯罪者の更生を援助している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 3 | 地域社会に貢献している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 4 | ボランティア活動の一環として活動している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 5 | 篤志面接活動を通して一般の人に矯正を理解してもらっている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

*** 次のページに進んでください。***

*** 次のページに進んでください。***

問19

現在の篤志面接活動において、よかったと感じたり、うれしいこと
 がありますか。次の1～9に関して、右側の回答欄の「しばしばある」
 から「全くない」までのうち、あなたの考え方に近い番号をひとつ選
 んで、その数字に○をつけてください。

- | | | | | | | |
|----|-----------------------------|---|---|---|---|---|
| 6 | 施設職員と十分な交流がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 7 | 篤志面接委員同士の十分な交流がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 8 | 被収容者との十分な交流がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 9 | 篤志面接活動を通しての自己実現がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 10 | 施設行事等へ積極的に参加している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 11 | 篤志面接委員活動に関する研究会等へ積極的に参加している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 12 | 矯正行政全体への興味・関心を持っている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

しばしばある
 たまに
 ある
 全くない

とても
 多い
 悪い
 少ない
 思
 わない

前ページから引き続きお答えください。

問18

現在の篤志面接活動において、暇んだり、苦労していることが
 あります。次の1～9に関して、右側の回答欄の「しばしばあ
 る」から「全くない」までのうち、あなたの考え方に近い番号を
 ひとつ選んで、その数字に○をつけてください。

- | | | | | |
|---|-----------------------------|---|---|---|
| 1 | 被収容者の篤志面接の態度について | 1 | 2 | 3 |
| 2 | 被収容者との人間関係について | 1 | 2 | 3 |
| 3 | 被収容者の相談内容について | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 面接後の被収容者からの感想や反応について | 1 | 2 | 3 |
| 5 | 施設職員の篤志面接活動に対する理解について | 1 | 2 | 3 |
| 6 | 施設職員との人間関係について | 1 | 2 | 3 |
| 7 | 篤志面接委員同士の人間関係について | 1 | 2 | 3 |
| 8 | 篤志面接活動に関する各種制約（時間的・場所的）について | 1 | 2 | 3 |
| 9 | 研究会や研究会の実施について | 1 | 2 | 3 |

しばしば
 ある
 たまに
 ある
 全く
 ない

*** 次のページに進んでください。***

問20

現在の篤志面接活動についてお尋ねします。次の1～7に
 関して、右側の回答欄の「満足」から「不満」までのうち、
 あなたの考え方に近い番号をひとつ選んで、その数字に○を
 つけてください。

- | | | | | | | |
|---|-----------------------|---|---|---|---|---|
| 1 | 被収容者の篤志面接の態度について | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 2 | 被収容者との人間関係やふれあいについて | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 3 | 被収容者の相談内容について | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 4 | 面接後の被収容者からの感想や反応について | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 5 | 施設職員の篤志面接活動に対する理解について | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 篤志面接委員の待遇について | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 7 | 篤志面接委員同士の人間関係について | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

とても
 満足
 やや
 満足
 満足
 不満
 やや
 不満
 不満
 不満
 不満
 不満
 不満

*** 次のページに進んでください。***

問 2 3

現在の篤志面接活動に対するご要望、ご意見があれば、表の中からひとつ選び、番号に○をつけて、その具体的内容について、枠内にご記入ください。

- 1 施設職員に関すること
- 2 施設設備に関すること
- 3 篤志面接委員の待遇に関すること
- 4 施設取寄者に関すること
- 5 活動内容に関すること
- 6 その他
- 7 特になし

回答欄	()	<div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div>
-----	-----	--

*** これでおわりです。***
 *** つけ忘れないか、もう一度工枚目から見直してください。***
 *** ご協力ありがとうございました。***